

平成30年度
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

I. 工場・事業場単位

交付申請の手引き
第1巻

平成30年5月

本手引きは、「平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）Ⅰ.工場・事業場単位」の交付申請について、必要事項を説明する手引きです。

「公募要領」、「交付申請の手引き」をご覧いただいた上で、交付申請書を作成してください。

別冊	平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 （エネルギー使用合理化等事業者支援事業）Ⅰ.工場・事業場単位 公募要領
本書	平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 （エネルギー使用合理化等事業者支援事業）Ⅰ.工場・事業場単位 交付申請の手引き 第1巻
別冊	平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 （エネルギー使用合理化等事業者支援事業）Ⅰ.工場・事業場単位 交付申請の手引き 第2巻 事業区分（ア）（イ）（ウ）
	平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 （エネルギー使用合理化等事業者支援事業）Ⅰ.工場・事業場単位 交付申請の手引き 第3巻 補助事業ポータル

※ 全て一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、S I Iという）のホームページからダウンロードできます。

本手引きの目的

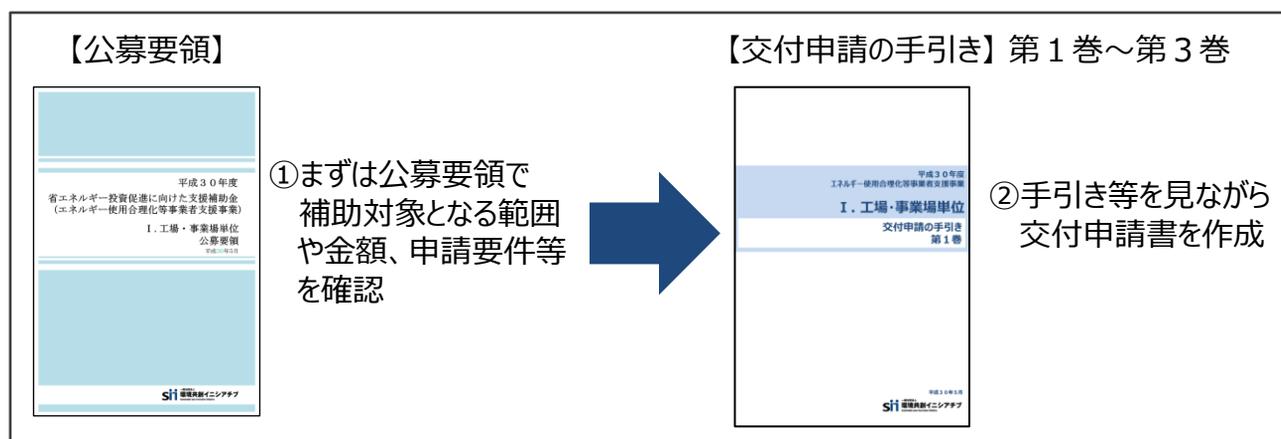
本手引きは、「平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）（以下、「本補助金」という）」I.工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業（以下、「工場・事業場単位」という）の交付申請をするための手引きです。

交付申請するために必要な書類や、交付申請書の作成方法、補助事業ポータルへの入力手順等について説明しています。

なお、本手引きは本補助金の交付申請までの手順を説明したものです。

本補助金の内容、申請要件等については、【公募要領】で詳しく説明しています。

交付申請を行う場合は、まず【公募要領】をご確認いただき、本補助金の内容をご理解いただいた上で、本手引きに基づいて補助金の交付を申請してください。



■ 本補助金を申請する際の注意事項

1. 交付申請することで補助金の交付が確定するわけではありません。
2. 交付申請後にS I Iの審査があります。
審査の過程で不備や不足が判明した場合、S I Iからの不備解消依頼に、ご対応いただく必要があります。
スムーズな審査のため、【公募要領】【交付申請の手引き】をよく読み、不備や不足のない書類を提出していただくようご協力をお願いします。
3. 交付申請にあたってはS I Iが提供するシステム「補助事業ポータル」を使用します。
⇒「交付申請の手引き 第3巻」を参照。
4. 交付申請においては、省エネルギー計算が必要です。
5. 事業者は、交付決定を受けた後に実績報告書、及び補助金支払完了後に成果報告書（1年間※のエネルギー使用量計測等）を提出する必要があります。
また、更新後設備の使用エネルギー量を実測するために、設備によっては別途計測器等が必要となる場合もあります。予めご了承の上、交付申請してください。
※申請内容によっては2～5年間の場合もあります。

目次

本手引きの目的

本手引きの目的	……………P. 2
---------	-----------

第1章 交付申請について

交付申請の流れ	……………P. 5
Ⅱ. 設備単位と併せて申請する場合の注意点	……………P. 8
申請単位と省エネルギー計算、申請要件の確認	……………P. 10
（ア）省エネルギー対策事業 申請要件の考え方と具体的な確認手順	……………P. 14
（イ）ピーク電力対策事業 申請要件の考え方と具体的な確認手順	……………P. 20
（ウ）エネマネ事業 申請要件の考え方と具体的な確認手順	……………P. 28

第2章 様式について

交付申請書の様式の種類	……………P. 31
提出書類一覧①	……………P. 32
提出書類一覧②	……………P. 33
提出書類一覧③	……………P. 34
交付申請書の様式の説明	……………P. 35

第3章 添付資料について

添付書類について	……………P. 58
----------	------------

第4章 交付申請書類の提出について

申請書類のファイリング	……………P. 85
申請書類の提出	……………P. 86

第5章 その他の事項について

交付決定前に設備を事前撤去する場合の着工前写真	……………P. 89
着工前写真撮影にあたっての注意事項	……………P. 89
着工前写真のまとめ方例	……………P. 90
複数年度事業の留意点	……………P. 91
工場・事業場間一体省エネルギー事業の留意点	……………P. 91
見積依頼・競争入札について	……………P. 92
見積書参考資料	……………P. 93
コミッションングに関する参考資料	……………P. 101

第1章

交付申請について

交付申請の流れ

I. 工場・事業場単位の交付申請の流れを示します。

公募要領、手引き等の確認

本補助金の交付を申請するため、最初に公募要領、交付申請の手引き等を読み、内容を理解する。

更新する設備・システム等を検討

既存設備の能力と稼働条件を踏まえて導入する設備等の仕様を検討する。

参考見積または3者見積を取得

参考見積または3者見積を取得する。

※ 申請時は原則参考見積が良いが、3者以上の見積取得も可能 ⇒ 92ページ～を参照

申請内容（事業区分）を検討

事業区分の組み合わせを含め、申請内容を検討する。
⇒申請単位、申請要件の考え方は10ページ～参照

設備導入前の年間エネルギー使用量を算出
(平成29年4月～平成30年3月)

工場・事業場の全エネルギー量(電気、ガス、石油等)を領収書等から算出し、様式の「エネルギー使用量の原油換算表」へ記載する。(自動で原油換算量算出可能)

検討した更新設備の導入後エネルギーを算出し、差引の省エネルギーを算出する

検討した更新設備のカタログなどで、仕様を確認し、既存設備の稼働条件を踏まえ、様式の「エネルギー使用量の原油換算表」の「導入後」の欄へ記載する。(自動で原油換算され、省エネルギー算出)

算出した省エネを元に申請要件を検討する

- ① 計画省エネルギー率/計画ピーク対策効果率
- ② 計画省エネルギー量/計画ピーク対策効果量
- ③ 費用対効果
- ④ エネルギー消費原単位改善率/ピーク対策効果原単位改善率

省エネルギーの内容を確認し左記の個別申請要件(①～④)を検討する。

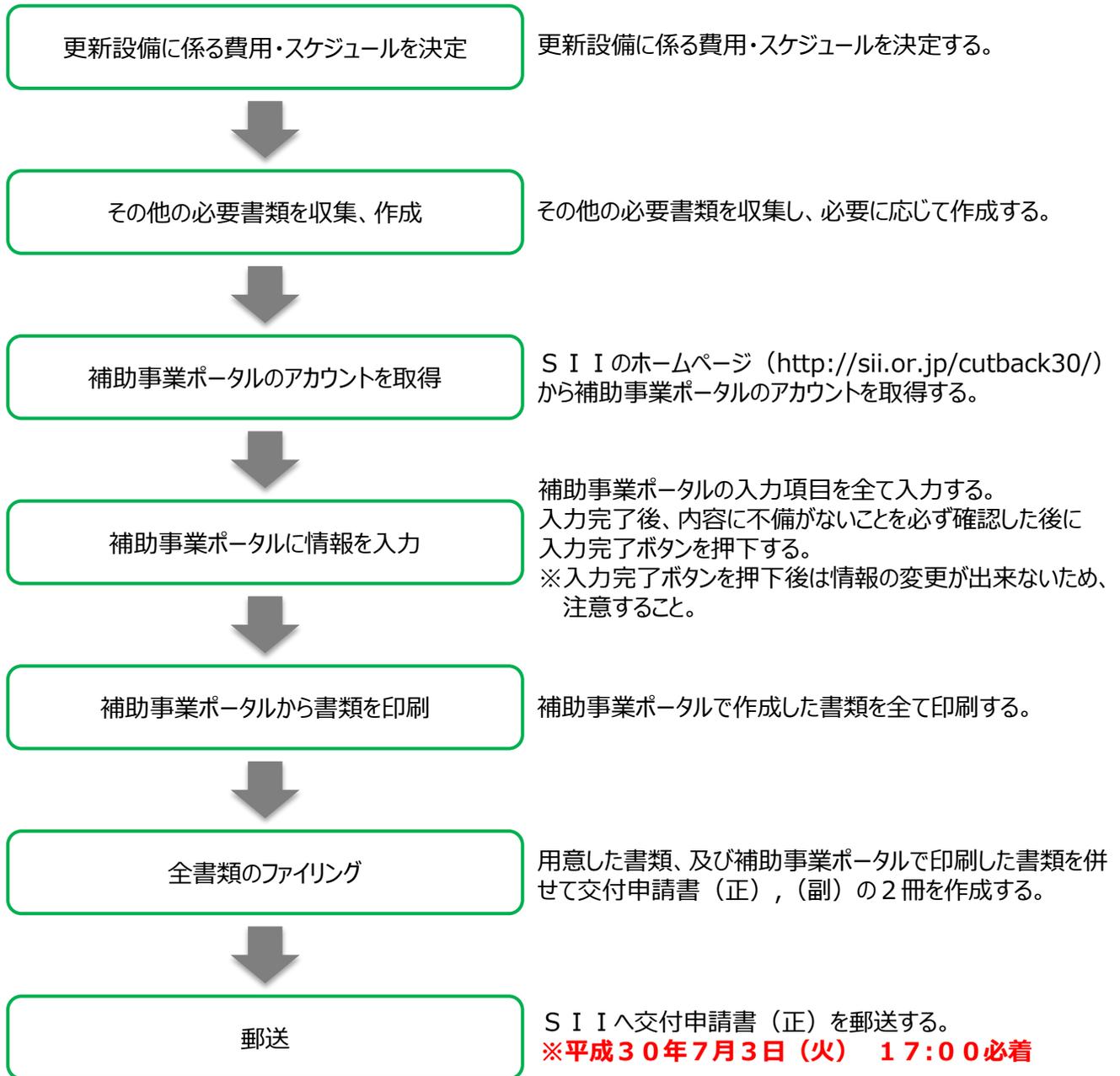
共通要件と事業区分ごとの申請要件を満たすことを確認

共通要件を満たしているか、事業区分ごとに申請要件のいずれかを満たしていることを確認する。

(次ページへ続く)

具体的な内容は10ページから27ページまで参照

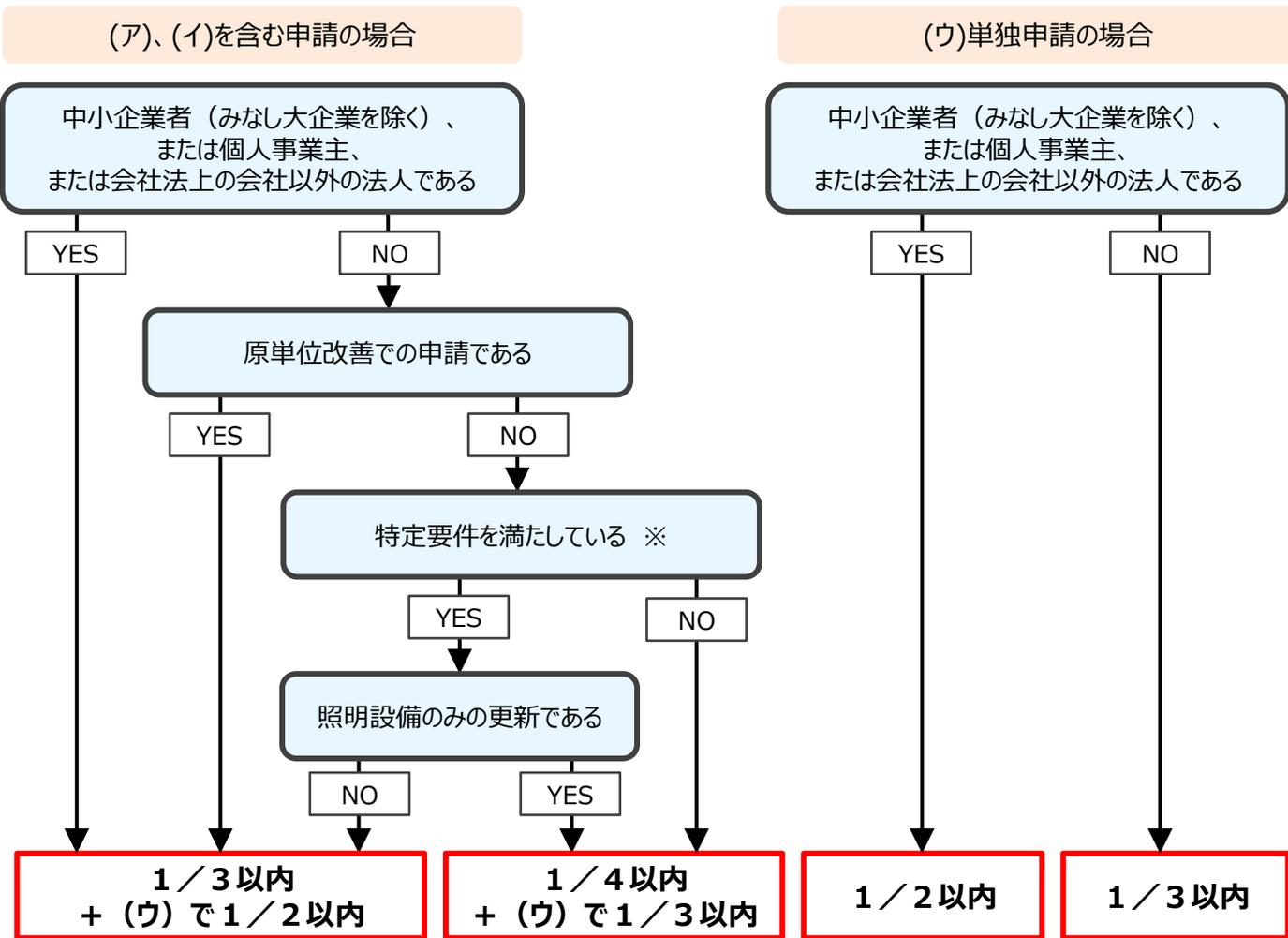
交付申請の流れ



補助率の確認

申請者区分や申請事業、導入予定設備等の内容によって、補助率が変わります。下図フローチャートより、補助率を確認してください。

◆補助率確認フローチャート



※(ア)+(イ)の場合には、(ア)および(イ)の特定要件のいずれかを、それぞれで満たすこと。

<留意事項>

複数事業者で設備を使用する場合、その中に『中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人』が含まれていれば、『中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人』の補助率が適用されます。

- (ア) の申請要件の考え方と具体的な確認手順については **14ページ**へ
- (イ) の申請要件の考え方と具体的な確認手順については **20ページ**へ
- (ウ) の申請要件の考え方と具体的な確認手順については **28ページ**へ

Ⅱ. 設備単位と併せて申請する場合の注意点

本補助金では、同一の事業所における「Ⅰ.工場・事業場単位」と「Ⅱ.設備単位」の同時申請は、以下の条件を満たす場合に限り可能です。判断に迷う場合は、申請前にS I Iへお問い合わせください。

同一事業所での「Ⅰ.工場・事業場単位」「Ⅱ.設備単位」の同時申請の条件 (以下の全てを満たすこと)

1. 同一の設備を重複して申請していないこと

- 「Ⅰ.工場・事業場単位」で申請した（又は申請予定の）設備を、「Ⅱ.設備単位」で申請することはできません。

2. それぞれの事業で見込まれる省エネルギー効果を事業ごとに分けて明示できること

- 「Ⅰ.工場・事業場単位」と「Ⅱ.設備単位」の事業区分で実施する各事業の省エネルギー効果を、計算の段階から事業ごとに切り分けて、示す必要があります。

※ 省エネルギー量が「Ⅰ.工場・事業場単位」と「Ⅱ.設備単位」の合算でしか得られず、これを按分等によって各事業の省エネルギー効果として求めることは認めておりません。

3. 事業に係る経費を分けて明示すること

- 3者見積・競争入札は、それぞれの補助事業ごとに分けて実施し、補助事業ごとに見積書を取得してください。
- 補助対象経費、補助対象外の経費に関わらず、各事業区分で実施する事業ごとに、全ての経費が見積書上で分かれている必要があります。
 - ※ 3者見積・競争入札の結果、各補助事業の発注先が同じになっても構いませんが、見積金額は補助事業別に積算してください。
 - ※ 「Ⅱ.設備単位」の事業で発生する工事費を「Ⅰ.工場・事業場単位」の工事費に合算しないでください。
- 事業に係る経費については、見積だけではなく、契約書（発注・発注請書）、請求書においても、見積書と同等に分けてください。

4. 各事業に対する支払（振込）を個別に行うこと

- 「Ⅰ.工場・事業場単位」と「Ⅱ.設備単位」に係る経費を合算して支払うことはできません。

申請単位と省エネルギー計算、申請要件の確認

申請単位について

エネルギー管理を一体で行う単位

原則、「エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位」が、**申請単位**となります。

「エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位」とは、工場・事業場内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している工場・事業場の単位のことを指します。

【基本の申請単位】



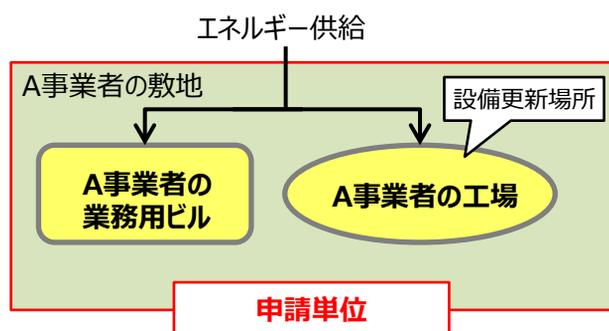
上記【基本の申請単位】以外のケースをいくつか紹介します。

ケース① 敷地内に複数の建物があるとき

例えば、工場と業務用ビルが敷地内に併設され、両方の建物のエネルギー使用量を一元的に管理している場合。



工場（設備更新を実施する建物）と業務用ビル（設備更新は実施しない建物）を含む敷地内すべてが、申請単位となります。

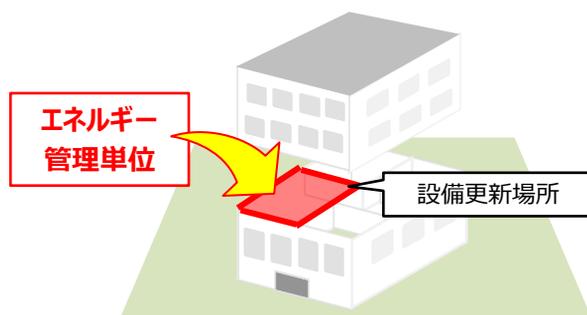


ケース② 商業用ビル

例えば、商業用ビルの1区画を借りている事業者で、エネルギー使用量が1区画で算出できる場合。



商業用ビル1区画が、申請単位となります。

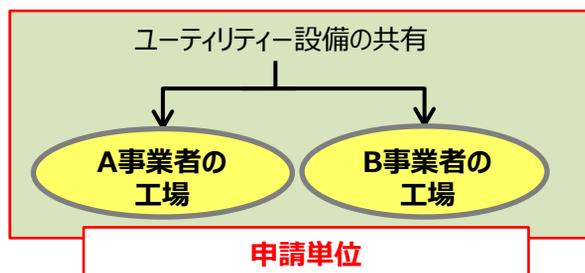


ケース③ 工場・事業場間一体（複数事業者間）

例えば、隣接している複数事業者の工場・事業場に供給されているエネルギーを統合し、ユーティリティ設備の共有により、省エネを実施する場合。



複数事業者の既設工場等の合計が、申請単位であり、共同申請となります。



⇒工場・事業場間一体について詳しくは、公募要領19ページを参照

申請単位について

省エネルギー計算と申請要件の確認

省エネルギー計算を行う前提として、事業場における「事業前のエネルギー使用量」は、「申請単位」で、平成29年4月～平成30年3月のエネルギー使用量合計となります。

「事業実施後のエネルギー使用量」は設備を更新するなど、事業実施後のエネルギー使用量となります。

「事業前のエネルギー使用量」から「事業実施後のエネルギー使用量」の差分が「省エネルギー量」となり、「省エネルギー量」を算出する計算過程と計算結果が「省エネルギー計算」となります。

工場・事業場単位には、申請における共通の申請要件と、事業区分（ア）省エネルギー対策事業、（イ）ピーク電力対策事業、（ウ）エネマネ事業それぞれに設定される個別の申請要件があり、どちらの要件も満たす場合に限り、補助対象事業として申請が可能となります。

下表の共通申請要件、および各区分ごとの個別申請要件を確認し、申請が可能か確認してください。

共通申請要件

①投資回収年が5年以上であること。⇒18ページ、25ページ参照

②「工場・事業場のエネルギー使用量が1,500kWh以上の事業者」と「中小企業に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）（みなし大企業を含む）」は、省エネ法の中長期計画等の提出が必須となる。⇒65ページ参照

(ア) 省エネルギー対策事業 申請要件の考え方と具体的な確認手順

「事業前、事業後のエネルギー使用量」と「事業前、事業後の生産量」の関係を示す下表から、区分（ア）省エネルギー対策事業に設定される「省エネルギー効果」のうち、①～④のどの申請要件を用いるか確認してください。

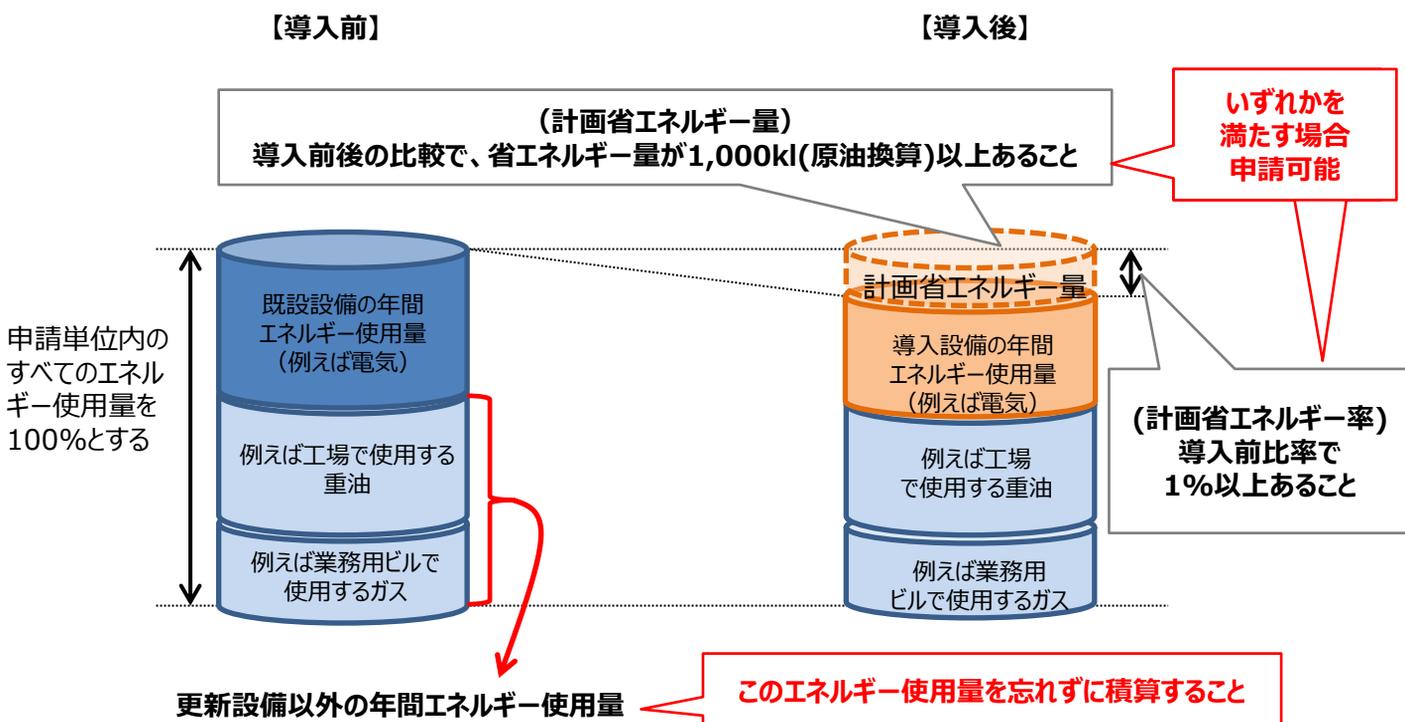
事業後のエネルギー使用量	事業後の生産量	区分（ア）で申請可能な要件（省エネルギー効果）
事業前よりも減少（省エネの場合）	事業前よりも増加	①計画省エネルギー率 ②計画省エネルギー量 ③費用対効果
	事業前と変わらない	①計画省エネルギー率 ②計画省エネルギー量 ③費用対効果
事業前よりも増加（増エネの場合）	事業前よりも増加	④エネルギー消費原単位改善率
	事業前と変わらない	—

省エネルギー率、率、費用対効果の申請要件

1. 計画省エネルギー率、量での申請要件

計画省エネルギー率、量での申請要件を用いる場合、申請単位のすべてのエネルギー使用量合計を設備導入前、導入後で比較して、省エネルギー率、量を算出する。算出値が下記模式図の申請要件を満たすこと。

模式図は以下のとおりです。



2. 費用対効果の申請要件

費用対効果の申請要件を用いる場合、上記「1. 計画省エネルギー率、量での申請要件」で求めた計画省エネルギー率を用いて、以下の算出式で計算する。計算結果が申請要件を満たすこと。

$$\frac{\text{計画省エネルギー量[k l /年]} \times \text{補助対象設備の最長の処分制限期間[年]}}{\text{補助対象経費[千万円]}} \geq 200[\text{k l /千万円}]$$

200 k l / 千万円以上を満たす場合、申請可能

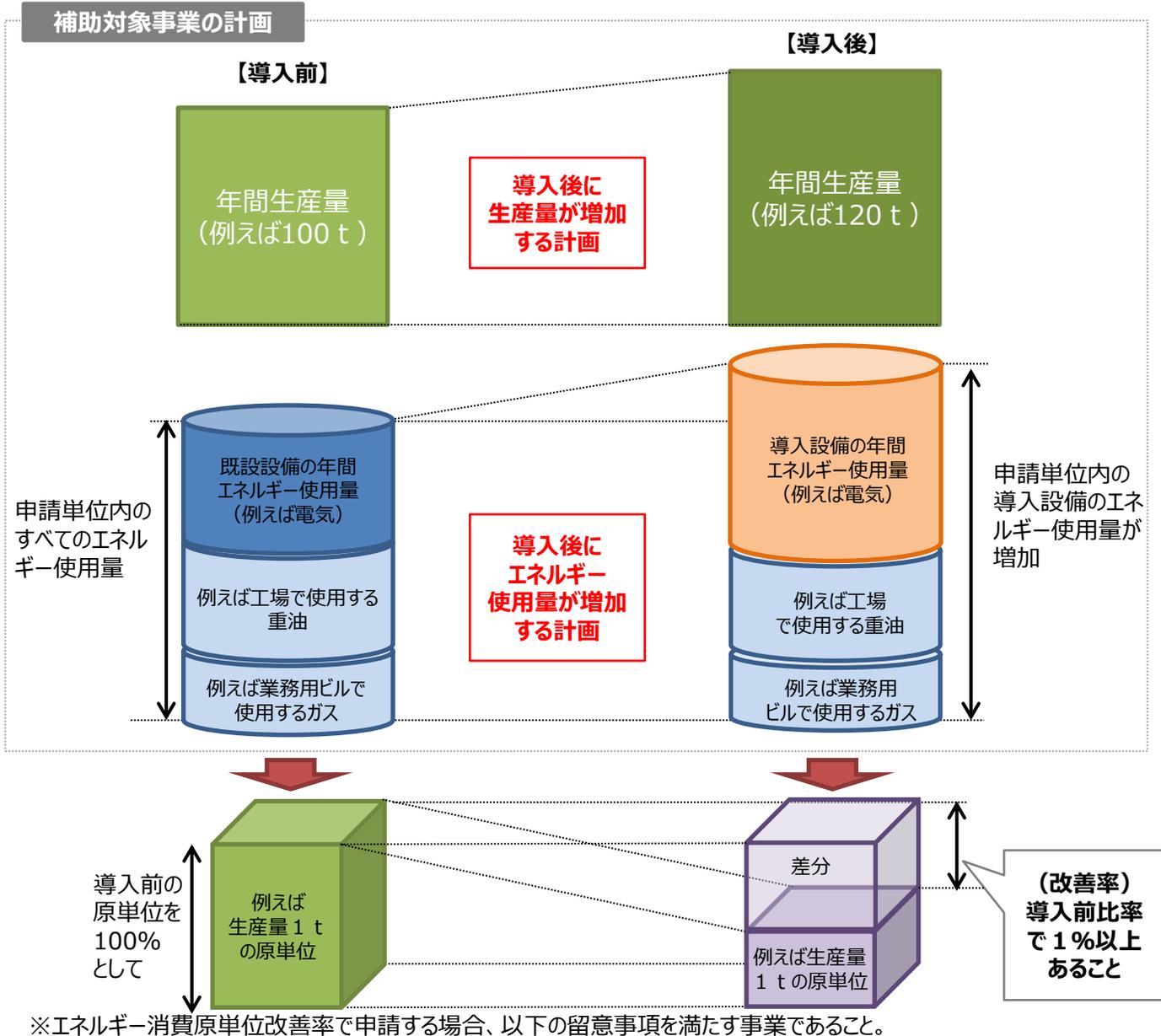
【留意事項】

- ・ 省エネルギー率、率、費用対効果の申請要件は、省エネルギーとなる場合のみ申請可能とする。
- ・ 単純に生産量や稼働時間を減らすだけの省エネルギー量は、計画省エネルギー量に含むことはできない。

エネルギー消費原単位改善率の申請要件

3. エネルギー消費原単位改善率の申請要件

平成29年度との比較において、設備更新後の生産量が増加し、かつエネルギー量も増加する場合は、原単位改善率の申請要件で申請ができる。この場合、設備導入前、導入後の原単位で比較し、改善率を算出する。改善率が下記模式図の申請要件を満たすこと。



【留意事項】

- エネルギー消費原単位改善の要件は、生産量が増加し、かつ増エネとなる場合のみ申請が可能。
- 生産量は、生産活動によって生み出される生産物の量（トン等）であること。※延床面積等は生産量と認めない。
- 更新設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- 5年間の成果報告の間に、生産量が平成29年度の実績を超えた上で、原単位の改善を達成すること。

エネルギー消費原単位改善率の申請の場合は必ず、事前にSIIへご相談ください。

具体的な確認手順

前ページまでの考え方を踏まえて、交付申請書の作成を始めます。

以下の1～9の手順を行うことで、事業区分ごとの申請要件を満たしているか確認します。

1. エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位(申請単位)の特定

申請単位を特定します。⇒ 11ページを参照

※ (ア) から (ウ) 組み合わせ申請の場合、原則申請単位は全て同じ範囲とすること。

2. 特定した範囲内すべての年間エネルギー使用量を集約・把握 ⇒ 原油換算表へ転記

エネルギー使用量は、エネルギー種別により単位が異なります。

エネルギー種別の一例

電気の単位	:	kWh(キロワットアワー)
ガス(都市ガス等)の単位	:	m ³ (立方メートル)
灯油の単位	:	kl(キロリットル) 等

エネルギー供給会社からの領収書は、**使用量と金額が記載してあります**。

更新設備以外が使用しているエネルギーも含め、平成29年4月から平成30年3月まで各月の領収書から使用量を算出し、エネルギー使用量の集約・把握をしてください。

※ エネルギー管理指定工場の場合、平成28年度定期報告書の写し等（使用状況届出書）とエネルギーコストの領収書などの写しが利用できます。

集約した各エネルギー使用量は「原油換算表」の平成29年度（実績）該当燃料種の箇所に転記します。

3. 既設設備の年間エネルギー使用量を計算する

- ①既設設備の年間エネルギー使用量は**実測値が望ましい**。
- ②しかし、申請時点に実測値がない場合は、以下の式で計算する。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{既設設備の消費エネルギー}} \times \boxed{\text{年間稼働時間}} \times \boxed{\text{その他の稼働条件(負荷率等)}} \\
 \text{[kW]、[kl/h]、[m}^3\text{/h]等} \qquad \qquad \text{[h]等} \qquad \qquad \text{[%]等}
 \end{array}$$

稼働条件

※ 既設設備の消費エネルギーは、「**既設設備のカタログ、仕様書等の値**」を用いてよい。

※ 稼働時間等は、既設設備の「**運転管理日誌等の値**」に基づくことが望ましい。

4. 導入設備の年間エネルギー使用量を計算する

導入設備の年間エネルギー使用量は、以下の考え方で計算する。

※導入設備の稼働条件（年間稼働時間、その他の稼働条件）は、既設設備の稼働条件から変更してもよい。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{導入設備のカタログ消費エネルギー}} \times \boxed{\text{年間稼働時間}} \times \boxed{\text{その他の稼働条件(負荷率等)}} \\
 \text{[kW]、[kl/h]、[m}^3\text{/h]等} \qquad \qquad \text{[h]等} \qquad \qquad \text{[%]等}
 \end{array}$$

稼働条件

具体的な確認手順

5. 省エネルギー量、率、エネルギー消費原単位を計算

まず、既設設備の年間エネルギー量と導入設備の年間エネルギー使用量の差分に裕度を加味し、「計画省エネルギー量」を算出します。

次に、その値を平成29年度エネルギー使用量（実績）から引き算した値を、「原油換算表」の平成31年度（導入後）該当燃料種の箇所に転記します。

「原油換算表」の該当箇所に、省エネルギー量、省エネルギー率、エネルギー消費原単位が自動計算されます。

6. 費用対効果を計算する

5. で求めた省エネルギー量、参考見積の補助対象経費、処分制限期間から、費用対効果を計算します。

$$\frac{\text{計画省エネルギー量[k l /年]} \times \text{補助対象設備の最長の処分制限期間[年]}}{\text{補助対象経費[千円]}} = \text{費用対効果[k l /千円]}$$

7. 投資回収年を計算する

5. で求めた省エネルギー量、参考見積の補助対象経費、燃料評価単価から、投資回収年を計算します。

$$\frac{\text{補助対象経費[円]}}{\text{計画省エネルギー量[k l /年]} \times \text{燃料評価単価[円/k l]}} = \text{投資回収年[年]}$$

8. 申請要件を確認

算出した計画省エネルギー率、量、費用対効果、又はエネルギー消費原単位改善率のいずれかが、申請要件を満たすことを確認します。

(ア) の申請要件

- 計画省エネルギー率が1%以上
 - 計画省エネルギー量が1,000 k l（原油換算）以上
 - 費用対効果が200 k l /千円以上
 - エネルギー消費原単位改善率が1%以上
- 原油換算表で確認
 申請総括表で確認
 S I I 提供の原単位改善率計算シートで確認

同時に次の事項を満たすことを確認します。

- 投資回収年数が5年以上

さらに、以下に該当する事業者は、中長期計画等に要件も満たすこと。

「工場・事業場のエネルギー使用量が1,500 k l以上の事業者」と「中小企業に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）（みなし大企業を含む）」は、省エネ法の中長期計画等の提出が必須となる。

具体的な確認手順

9. 補助率を確認する

- ◆中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人は、

補助率 **1 / 3 以内** (ウ) と同時申請で補助率 **1 / 2 以内**

- ◆上記以外の法人は、

補助率 **1 / 4 以内** (ウ) と同時申請で補助率 **1 / 3 以内**

※原単位改善での申請の場合は、補助率 1 / 3 以内、(ウ) と同時申請で補助率 1 / 2 以内となる。

以下の特定要件のいずれかを満たす事業は

補助率 **1 / 3 以内** (ウ) と同時申請で補助率 **1 / 2 以内**

【特定要件】

- 計画省エネルギー率が1.5%以上
- 計画省エネルギー量が1500kl（原油換算）以上
- 費用対効果が300kl／千万円以上

ただし、特定要件を満たしていても、照明設備のみを補助対象とする補助事業の場合は、補助率 1 / 4 以内、(ウ) と同時申請で補助率 1 / 3 以内となる

複数事業者で設備を使用する場合、その中に『中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人』が含まれていれば、『中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人』の補助率が適用されます。

(イ) ピーク電力対策事業 申請要件の考え方と具体的な確認手順

「事業前、事業後のエネルギー使用量」と「事業前、事業後の生産量」の関係を示す下表から、区分（イ）ピーク電力対策事業に設定される「ピーク対策効果」のうち、①～④のどの申請要件を用いるか確認してください。

事業後のピーク 時間帯の電力量	事業後のピーク 時間帯の生産量	区分（イ）で申請可能な要件 （ピーク対策効果）
事業前よりも減少 （省エネの場合）	事業前よりも増加	①計画ピーク対策効果率 ②計画ピーク対策効果量 ③費用対効果
	事業前と変わらない	①計画ピーク対策効果率 ②計画ピーク対策効果量 ③費用対効果
事業前よりも増加 （増エネの場合）	事業前よりも増加	④ピーク対策原単位改善率
	事業前と変わらない	—

ピーク対策効果の申請要件

1. ピーク対策効果計算を行う前に

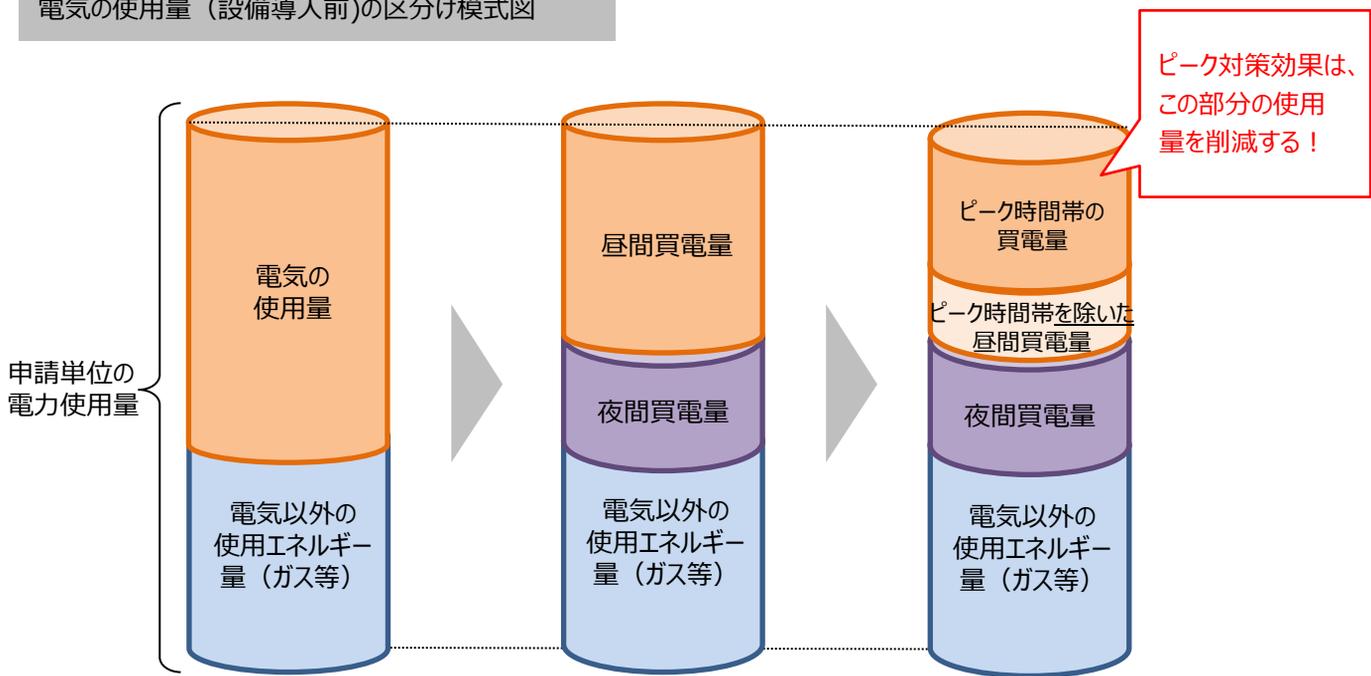
ピーク対策効果計算を行う場合、申請単位のすべてのエネルギー使用量合計のうち、電気の使用量について、次の3つに分けて把握・管理をします。

※申請前に、この把握・管理ができない場合は（イ）ピーク電力対策事業で申請はできません。

- ・導入前のピーク時間帯※の買電量
- ・導入前のピーク時間帯を除いた昼間買電量
- ・導入前の夜間買電量

※ピーク時間帯とは、電力需要平準化時間帯のことで、7月1日から9月30日、及び12月1日から3月31日の8時から22時（沖縄は9時から23時）までの時間帯のこと。

電気の使用量（設備導入前）の区分け模式図



この「ピーク時間帯の買電量」は、次の方法で把握します。

- ① 申請者が、自ら計測している場合は、その計測値を使用する。
- ② ピーク時間帯の買電量を自ら把握できない場合、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量から算出する。

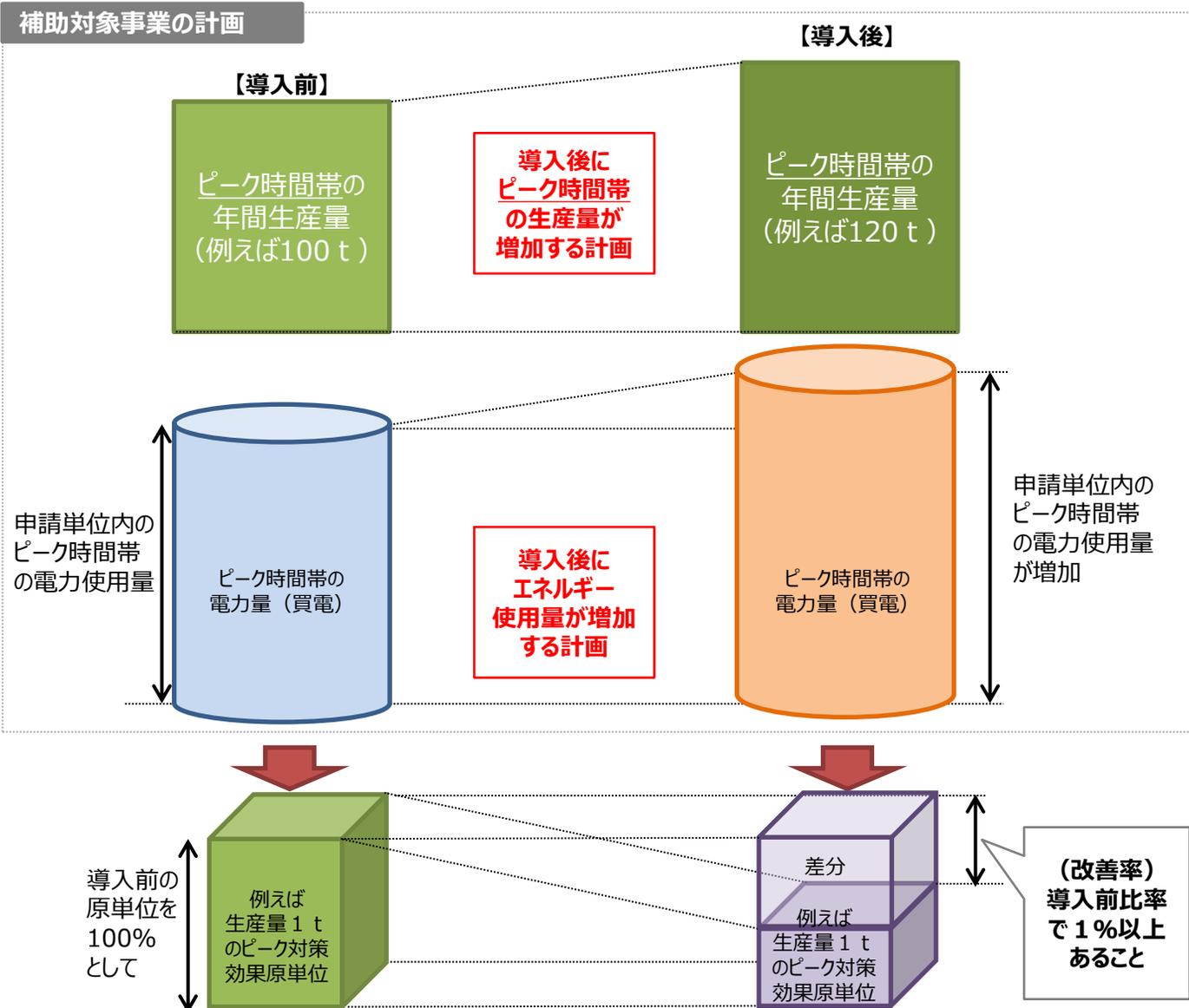
電力会社から提供される検針票は、いずれの場合もエビデンスとして交付申請書に添付すること。

ピーク対策原単位改善率の申請要件

3. エネルギー消費原単位改善率の申請要件

平成29年度との比較において、設備更新後のピーク時間帯の生産量が増加し、かつピーク時間帯の電力量が増加する場合は、原単位改善率の申請要件で申請できる。この場合、設備導入前、導入後の原単位で比較して改善率を算出する。改善率が下記模式図の申請要件を満たすこと。

補助対象事業の計画



※ピーク対策原単位改善率で申請する場合、以下の留意事項を満たす事業であること。

【留意事項】

- ピーク対策原単位改善の要件は、ピーク時間帯の生産量が増加し、かつピーク時間帯の電力消費量が増加となる場合のみ申請が可能。
- 生産量は、生産活動によって生み出される生産物の量（トン等）であること。 ※延床面積は生産量と認めない。
- 更新設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- 5年間の成果報告の間に、生産量が平成29年度の実績を超えた上で、原単位の改善を達成すること。

ピーク対策原単位改善率の申請の場合は必ず、事前にSIIへご相談ください。

具体的な確認手順

前ページまでの考え方を踏まえて、交付申請書の作成を始めます。

以下の1～9の手順を行うことで、事業区分ごとの申請要件を満たしているかを確認します。

1. エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位(申請単位)の特定

申請単位を特定します。⇒ 11ページを参照

※ (ア) から (ウ) の組み合わせ申請の場合、原則申請単位は全て同じ範囲とすること。

2. 特定した範囲内すべての年間エネルギー使用量を集約・把握 ⇒ 原油換算表へ転記

エネルギー使用量は、エネルギー種別により単位が異なります。

エネルギー種別の一例

電気の単位	:	kWh(キロワットアワー)
ガス(都市ガス等)の単位	:	m ³ (立方メートル)
灯油の単位	:	kl(キロリットル) 等

エネルギー供給会社からの領収書は、使用量と金額が記載してあります。

更新設備以外が使用しているエネルギーも含め、平成29年4月から平成30年3月まで各月の領収書から使用量を確認し、エネルギー使用量(ピーク時間帯の電力使用量を含む)の集約・把握をしてください。

※ エネルギー管理指定工場の場合、平成28年度定期報告書の写し等(使用状況届出書)とエネルギーコストの領収書などの写しを利用します。

集約した各エネルギー使用量は「原油換算表」の平成29年度(実績)該当燃料種の箇所に転記します。

3. 既設設備のピーク時間帯の電力使用量を計算する

- ① 既設設備の年間のピーク時間帯の電力使用量は実測値が望ましい。
- ② しかし、申請時点に実測値がない場合は、以下の式で計算しても良い。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{既設設備の電力使用量}} \quad [kW] \quad \times \quad \boxed{\text{稼働条件}} \\
 \times \quad \boxed{\text{ピーク時間帯の年間稼働時間}} \quad [h] \text{等} \quad \times \quad \boxed{\text{その他の稼働条件(負荷率等)}} \quad [\%] \text{等}
 \end{array}$$

※ 既設設備の電力使用量は、「既設設備のカタログ、仕様書等の値」を用いてよい。

※ 稼働時間等は、既設設備の「運転管理日誌等の値」に基づくことが望ましい。

4. 導入設備のピーク時間帯の電力使用量を計算する

導入設備のピーク時間帯の電力使用量は、以下の考え方で計算します。

※ 導入設備の稼働条件(年間稼働時間、その他の稼働条件)は、既設設備の稼働条件から変更しても良い。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{導入設備のカタログ電力使用量}} \quad [kW] \quad \times \quad \boxed{\text{稼働条件}} \\
 \times \quad \boxed{\text{ピーク時間帯の稼働時間}} \quad [h] \text{等} \quad \times \quad \boxed{\text{その他の稼働条件(負荷率等)}} \quad [\%] \text{等}
 \end{array}$$

具体的な確認手順

5. ピーク対策効果率、量、ピーク対策原単位を計算

まず、既設設備のピーク時間帯の電力使用量と導入設備のピーク時間帯の電力使用量の差分に裕度を加味し、「計画ピーク対策効果量」を算出します。

次に、その値を平成29年度エネルギー使用量（実績）から引き算した数値を、「原油換算表」の平成31年度（導入後）該当燃料種の箇所に転記します。

「原油換算表」の該当箇所に、ピーク対策効果量、ピーク対策効果率、ピーク対策原単位が自動的に計算されます。

6. 費用対効果を計算する

5. で求めたピーク対策効果量、及び参考見積の補助対象経費、処分制限期間から、費用対効果を計算します。

$$\frac{\text{計画ピーク対策効果量[万kWh/年]} \times \text{補助対象設備の最長の処分制限期間[年]}}{\text{補助対象経費[千万円]}} = \text{費用対効果[万kWh/千万円]}$$

7. 投資回収年を計算する

5. で求めたピーク対策効果量、参考見積の補助対象経費、燃料評価単価から、投資回収年を計算します。

$$\frac{\text{補助対象経費[円]}}{\text{計画ピーク対策効果量[k l /年]} \times \text{燃料評価単価[円/k l]}} = \text{投資回収年[年]}$$

※ 投資回収年のみ計画ピーク対策効果量を、原油換算（kWhからk lへ）しています。

8. 申請要件を確認

算出した計画ピーク対策効果率、量、費用対効果、又はピーク対策原単位改善率のいずれかが、申請要件を満たすことを確認します。

(イ) の申請要件

- 計画ピーク対策効果率が5%以上
 - 計画ピーク対策効果量が190万kWh以上
 - 費用対効果が80万kWh/千万円以上 → 申請総括表で確認
 - ピーク対策原単位改善率が1%以上 → S I I 提供の原単位改善率計算シートで確認
- } 原油換算表で確認

同時に次の事項を満たすことを確認します。

- 投資回収年数が5年以上

さらに、以下に該当する事業者は、中長期計画等に要件も満たすこと。

「工場・事業場のエネルギー使用量が1,500k l以上の事業者」と「中小企業に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）（みなし大企業を含む）」は、省エネ法の中長期計画等の提出が必須となる。

具体的な確認手順

9. 補助率を確認する

- ◆中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人は、

補助率 **1 / 3 以内** (ウ) と同時申請で補助率 **1 / 2 以内**

- ◆上記以外の法人は、

補助率 **1 / 4 以内** (ウ) と同時申請で補助率 **1 / 3 以内**

※原単位改善での申請の場合は、補助率 1 / 3 以内、(ウ) と同時申請で補助率 1 / 2 以内となる。

以下の特定要件のいずれかを満たす事業は

補助率 **1 / 3 以内** (ウ) と同時申請で補助率 **1 / 2 以内**

【特定要件】

- 計画ピーク対策効果率が7.5%以上
- 計画省エネルギー量が285万kWh以上
- 費用対効果が120万kWh/千万円以上

ただし、特定要件を満たしていても、照明設備のみを補助対象とする補助事業の場合は、補助率 1 / 4 以内、(ウ) と同時申請で補助率 1 / 3 以内となる

複数事業者で設備を使用する場合、その中に『中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人』が含まれていれば、『中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人』の補助率が適用されます。

(ウ) エネマネ事業

申請要件の考え方と具体的な確認手順

「事業前、事業後のエネルギー使用量」と「事業前、事業後の生産量」の関係を示す下表から、区分（ウ）エネマネ事業に設定される「省エネルギー効果」、または「ピーク対策効果」の申請要件を確認してください。

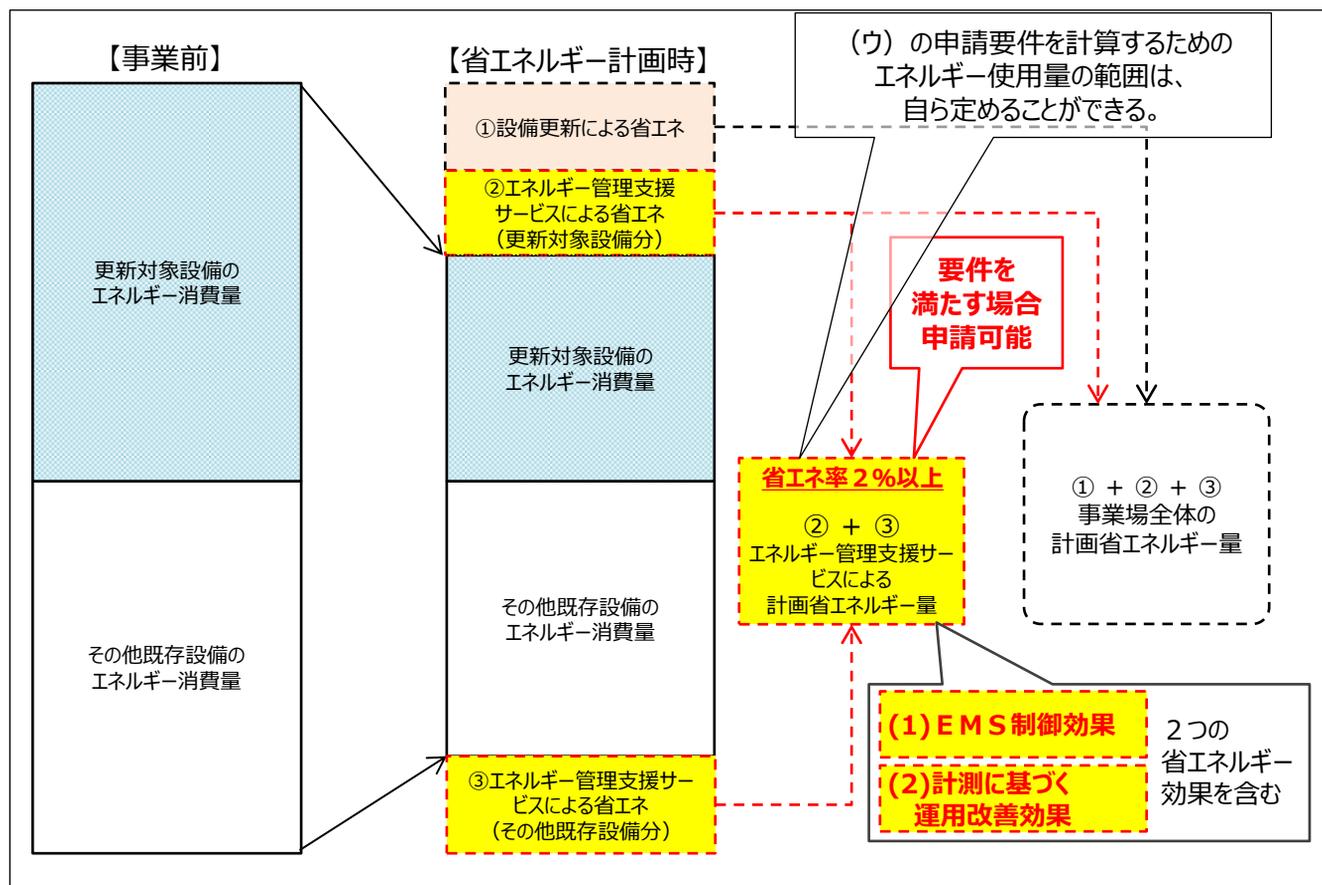
事業後の エネルギー使用量 /ピーク時間帯の電力量	事業後の生産量 /ピーク時間帯の生産量	区分（ウ）で申請可能な要件 （省エネ効果・ピーク対策効果）
事業前よりも減少 （省エネの場合）	事業前よりも増加	①計画省エネ率/計画ピーク対策効果率
	事業前と変わらない	①計画省エネ率/計画ピーク対策効果率
事業前よりも増加 （増エネの場合）	事業前よりも増加	—
	事業前と変わらない	—

エネマネ事業の申請要件

1. エネマネ事業の申請要件について

エネマネ事業の省エネルギー率、ピーク対策効果率の計算を行う場合は下表を参考に、省エネルギー率、またはピーク対策効果率の要件を確認してください。

「EMS制御効果と計測に基づく運用改善効果」の考え方 ⇒詳細は、公募要領43ページを参照



※ ピーク対策効果率の申請の場合、ピーク対策効果率10%以上が申請要件となる。

具体的な確認手順

エネマネ事業の省エネルギー率、ピーク対策効果率の計算の手順について17～26ページを参考に、省エネルギー率、またはピーク対策効果率を確認すること。

【留意事項】

- ・ 単純に生産量や稼働時間を減らすだけの省エネルギー量、またはピーク対策効果量は、事業の効果量に含むことはできない。
- ・ EMSの計測に基づく運用改善効果については省エネルギー量、またはピーク対策効果量に含めること。

エネルギー消費原単位改善との組み合わせの申請の場合は必ず、事前にSIIへご相談ください。

第2章

様式について

交付申請書の様式の種類

交付申請書の様式は、以下の3種類があります。

様式の説明ページごとに下記「様式の区分」を表示していますので、下記の説明に従い、各様式を作成してください。

【様式の区分】

指定様式に記入する

環境共創イニシアチブのホームページから、指定様式（ワード、またはエクセルデータファイル）をダウンロードして作成します。

ポータルから出力できます

数値や文章を「補助事業ポータル」内の該当箇所にデータ入力してください。

入力データを利用して、ポータルからPDFファイルを作成し、お手持ちのプリンターで紙出力できます。

※入力方法、内容については、「交付申請の手引き 第3巻」を参照ください。

自由書式

書式に指定はありません。

分かりやすく（特に図面等）なるように工夫して作成してください。

※A3用紙を使用する場合は、右半面を折りたたんで、A4ファイル（2穴、ハードタイプ）に綴じ込んでください。

交付申請書の様式の説明（次ページ～）の共通事項

- ・提出する交付申請書類は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字と枠は消すこと。
- ・青字は事業に合わせて記載すること。
- ・青字は印刷前に黒字に変換すること。

提出書類一覧 ①

「●」は(ア)(イ)(ウ)の全事業区分共通で提出が必要。

「○」は該当する事業区分の実施計画書の提出が必要。

「△」は複数の事業区分の組み合わせで申請の場合に(ア)～(ウ)各区分の総括資料となるため、提出が必要。

書類区分	文書番号	書類名称	必要書類	ポータルより出力 /指定様式 /自由様式		
必要書類	様式第1	交付申請書(かがみ)	●	ポータルより出力 or 指定様式		
	様式第1	交付申請書(2枚目)	●	ポータルより出力		
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額	●	ポータルより出力		
	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●	指定様式		
	別紙3	役員名簿	●	指定様式		
	1-1	実施計画書	申請総括表	●	ポータルより出力	
	1-1(別紙1)		事業者情報	●	ポータルより出力	
	1-1(別紙2)		手続代行申請書	○	ポータルより出力 or 指定様式	
	1-1-2		資金調達計画	●	ポータルより出力	
	1-1-3		事業実施に関連する事項	●	ポータルより出力	
	1-2		所要資金計画	△	指定様式	
	1-3		発注区分表	△	指定様式	
	1-4		導入前後の比較図	●	指定様式	
	1-5		新設備の配置図	△	自由様式	
	1-6		旧設備の撤去範囲	△	自由様式	
1-7	事業場の全体図		●	自由様式		
1-8	事業スケジュール		●	指定様式		
申請区分ごとに必要書類を提出	2-1		(ア)実施計画書	事業概要	○	ポータルより出力
	2-2			省エネルギー計算	○	指定様式
	2-2-4	エネルギー使用量の原油換算表(ア)		○	指定様式	
	2-3	所要資金計画		○	指定様式	
	2-4	発注区分表		○	指定様式	
	2-5	既存設備と導入設備の比較表		○	指定様式	
	2-6	仕様書案		○	指定様式	
	2-7	新設備の配置図		○	自由様式	
	2-8	旧設備の撤去範囲	○	自由様式		
	3-1	(イ)実施計画書	事業概要	○	ポータルより出力	
	3-2		電力使用量削減効果の計算	○	指定様式	
	3-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(イ)	○	指定様式	
	3-3		所要資金計画	○	指定様式	
	3-4		発注区分表	○	指定様式	
	3-5		新設備の配置図	○	自由様式	
	3-6	旧設備の撤去範囲	○	自由様式		
	4-1	(ウ)実施計画書	事業概要	○	ポータルより出力	
	4-2		省エネルギー量・ピーク対策効果量の計算	○	指定様式	
	4-2-4		エネルギー使用量の原油換算表(ウ)	○	指定様式	
	4-3		所要資金計画	○	指定様式	
	4-4		発注区分表	○	指定様式	
4-5	新設備の配置図		○	自由様式		
4-6	システム概要図		○	指定様式		
4-7	計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	○	指定様式			

提出書類一覧 ② - 複数年度事業・年度またぎ事業の場合に提出-

「●」は(ア)(イ)(ウ)の全事業区分共通で提出が必要。

「○」は該当する事業区分の事業計画書の提出が必要。

「△」は複数の事業区分の組み合わせで申請の場合に(ア)～(ウ)各区分の総括資料となるため、提出が必要。

書類区分	文書番号	書類名称	必要書類	ポータルより出力 /指定様式 /自由様式
必要書類	5-1	事業計画総括表	●	ポータルより出力
	5-2	資金調達計画	●	ポータルより出力
	5-2-2	事業実施に関連する事項	●	ポータルより出力
	5-3	所要資金計画	△	指定様式
	5-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	●	指定様式
	5-3-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	●	指定様式
	5-4	発注区分表	△	指定様式
	5-5	導入前後の比較図	●	指定様式
	5-6	新設備の配置図	△	自由様式
	5-7	旧設備の撤去範囲	△	自由様式
5-8	事業場の全体図	●	自由様式	
5-9	実施計画	●	指定様式	
5-10	スケジュール	●	指定様式	
申請区分ごとに必要書類を提出	6-1	事業計画書	○	ポータルより出力
	6-2	省エネルギー計算	○	指定様式
	6-2-4	エネルギー使用量の原油換算表(ア)	○	指定様式
	6-3	所要資金計画	○	指定様式
	6-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	6-3-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	○	指定様式
	6-4	発注区分表	○	指定様式
	6-5	既存設備と導入設備の比較表	○	指定様式
	6-6	仕様書案	○	指定様式
	6-7	新設備の配置図	○	自由様式
	6-8	旧設備の撤去範囲	○	自由様式
	7-1	事業計画書	○	ポータルより出力
	7-2	電力使用量削減効果の計算	○	指定様式
	7-2-4	エネルギー使用量の原油換算表(イ)	○	指定様式
	7-3	所要資金計画	○	指定様式
	7-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	7-3-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	○	指定様式
	7-4	発注区分表	○	指定様式
	7-5	新設備の配置図	○	自由様式
	7-6	旧設備の撤去範囲	○	自由様式
	8-1	事業計画書	○	ポータルより出力
	8-2	省エネルギー量・ピーク対策効果量の計算	○	指定様式
	8-2-4	エネルギー使用量の原油換算表(ウ)	○	指定様式
	8-3	所要資金計画	○	指定様式
	8-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	8-3-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	○	指定様式
	8-4	発注区分表	○	指定様式
	8-5	新設備の配置図	○	自由様式
8-6	システム概要図	○	指定様式	
8-7	計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	○	指定様式	

提出書類一覧 ③ - 添付資料 -

必須「●」が付いている場合は(ア)(イ)(ウ)の全事業区分共通で提出が必要。○印は該当する場合のみ提出が必要。
指定/自由：指定の場合は指定のフォーマットを使用して作成し、それ以外は該当する説明資料を作成し、それぞれ提出すること。

文書番号	書類名称	必須	指定/自由	備考
添付1	会社情報	●	自由	・会社のパンフレット等を添付し「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる該当ページに付箋を貼り、該当する箇所にマーキングすること。 ※地方公共団体は提出不要。 ・中小企業団体等(公募要領11ページ 1.7 補助対象事業者の①)は認可証の写しを提出のこと。
添付2	決算書	●	自由	・直近1年分で単独決算の貸借対照表等を添付すること。 ※地方公共団体は提出不要。
添付3	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書) ※写しも可	●	自由	・発行から6か月以内のもの。 ※個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを添付のこと。 ※地方公共団体は提出不要。
添付4	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本 (全部事項証明書) ※写しも可	●	自由	・発行から6か月以内のもの。 ※地方公共団体は提出不要。
添付5	エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠	●	自由	・工場・事業場における平成29年度のエネルギー使用量、及びエネルギーコストを一覧表にすること。 ※エネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※エネルギー管理指定工場の場合は、平成28年度定期報告書の写し等(使用状況届出書)とエネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※「ピーク電力対策事業」に申請の場合は、電力会社から提供される検針票の「力率測定用の有効電力量」が記載されているページもコピーすること。 ※エネマネ事業の省エネ、ピーク計算で、事業所全体ではない計測、制御範囲を設定する場合は、根拠となる資料を添付すること。
添付6	生産量実績の確証	●	自由	・「エネルギー使用量の原油換算表」に記載した生産量の実績の根拠となる資料を提出すること。 ・社内で使用している管理資料等の写しでも可。 ・エネルギー管理指定工場の場合は、平成28年度定期報告書の写しを提出。 ※生産量が無いビルなどの場合は延床面積にて代用可能。 ※集計期間は添付5とあわせること。 ・ピーク電力対策事業を行う場合はピーク時生産量の確証を提出すること。
添付7	経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	○	指定	・該当する場合は、経営力向上計画に係る認定申請書、および認定書の写しを添付すること。
添付8	中長期計画、数値目標、ISO 50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し	○	指定	・該当する場合は、該当するそれぞれの書類を添付すること。
添付9	エネルギー集約型企業の計算書	○	指定	・該当する場合は、エネルギーコストと売上高を月ごとにまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付すること。 ※エネルギーコストと売上高の集計期間は、「添付5 エネルギー使用量実績の確証」と合わせる。 ※計算は、企業の本社単位で行う。
添付10	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	指定	・ベンチマークに該当する場合は、定期報告書を添付すること。 (平成30年度の文案でも可)
添付11	情報技術を活用した製造設備等の統合管理による事業を証明する資料	○	自由	・該当する場合は、資料を添付すること。 ①概念図 ②情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業による省エネ効果(設備・機器の置き換えによる省エネ効果も含む)を示したもの
添付12	コミショニング実施の証憑	○	自由	・コミショニング契約を示す資料を添付のこと。 ①性能検証報告書 ②発注者要件書 ③性能検証計画書
添付13	賃上げに取り組む企業を証明する資料	○	指定	・該当する場合は、本紙と証憑書類を添付すること。
添付14	地域経済牽引事業計画の認定書の写し	○	指定	・該当する場合は、地域経済牽引事業計画の認定書の写しを添付すること。
添付15	補助事業の実施体制	○	指定	・共同申請の場合は、本紙(公募要領12ページ)を提出すること。
添付16	エネルギー管理支援サービス契約書案	○	自由	・(ウ)のエネマネ事業の場合、締結予定のサービス契約書案(約款部分を含む)を提出のこと。
添付17	対象設備に関するリース契約書(案)	○	自由	・リースの場合は、資料添付のこと。
添付18	対象設備に関するリース料計算書	○	自由	・リースの場合は、資料添付のこと。
添付19	ESCO契約書(案)	○	自由	・ESCOの場合は、資料添付のこと。
添付20	ESCO料金計算書	○	自由	・ESCOの場合は、資料添付のこと。
添付21	商業用ビル等の場合の証憑	○	自由	・申請者のエネルギー管理単位の下に、設備使用者である店子(A、B…)がいる場合は、申請者と店子(A、B…)との契約書等の写しを提出すること。
添付22	設備設置承諾書	○	指定	・申請者が店子(設置場所の所有者以外)の場合は、建築物の所有者の承諾書を添付のこと。
添付23	事業実施に関連する事項	○	指定	・該当する場合は、本紙で詳細を説明すること。
添付24	代替燃料確保の確証	○	自由	・代替燃料を使用する場合は、資料添付のこと。
添付25	トッランナー機器の見積依頼仕様書(案)	○	自由	・トッランナー機器を導入する場合は、見積依頼仕様書(案)を添付のこと。 (トッランナー機器の基準を満たす仕様となっていること)
添付26	トッランナー機器の確証	○	自由	・トッランナー機器を導入する場合は、証明できるエビデンス(表示ラベル記載カタログ、基準値記載カタログ)を添付し、該当ページに付箋を貼り、該当箇所にマーキングすること。
添付27	年度またぎ事業となる理由及びその確証	○	自由	・年度またぎ事業を実施する理由を明確に記載すること。その理由を裏付ける証憑類も添付のこと。
添付28	原単位改善計画	○	自由	・原単位改善率の申請要件で申請する場合、要件を満たすことを示す資料を添付すること。

交付申請書の様式の説明 - 交付申請書 -

1 交付申請書（かがみ）

ポータルから出力できます

指定様式に記入する

1-1 ※本様式（かがみ）は、どちらかの方法で作成ください。

交付申請書記載例

- ・提出する交付申請書は片面印刷とすること
- ・注意書きの赤字と枠は消すこと
- ・青字は事業に合わせて記載すること
- ・青字は黒字に変換すること

このページは、補助事業ポータル（Web）から出力、もしくは、様式（ワード）を使用して作成できます

- ・1つの事業者が2件以上の申請を行う場合、事業者内で識別可能な文書管理番号を記入すること
- ・1件の場合は無くても良い

1-2

〇〇 - 〇〇〇

- ・申請日を必ず記入すること
- ・ポータルに入力した「申請日」と合わせること

平成30年〇月〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載すること

1-3

東京都中央区〇〇二丁目3番5号

〇〇工業株式会社

代表取締役 環境 太郎

印

商業登記簿謄本もしくは青色申告書に記載されているとおりに

- ・本店所在地
- ・商号又は名称
- ・代表者役職、代表者氏名を記入すること

登録されている印であること

平成30年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）交付規程（S I I - 3 0 A - 規程 - 0 0 1。以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）交付要綱（平成23・03・24財資第6号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

交付申請書の様式の説明 - 交付申請書 -

1 交付申請書（かがみ）

1-1 本様式は、ポータルから出力、またはワードの指定様式に記入のいずれかの方法で作成できます。
どちらかの方法で作成してください。

※個人事業主は、ワードの指定様式で作成してください。

1-2 申請日を記入する。（公募期間中であること）

同一の申請者が2件以上の申請を行う場合は文書管理番号を記入してください。
 1件のみの場合は不要です。（〇〇-〇〇〇は削除）

ポータル出力の場合は、「申請日」と「文書管理番号」に
 入力した内容が表示されます。

「交付申請の手引き
 第3巻」15、16
 ページ参照

1-3 共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載する。

○法人の場合

「商業登記簿謄本」に記載されている、住所、会社名、代表者役職、代表者名を
 記載されているとおりに記入し、社印または代表者印を押印してください。

ポータル出力の場合は「会社名」に入力した内容が表示されます。

「交付申請の手引き
 第3巻」17、18
 ページ参照

○個人事業主の場合

ワードの指定様式に記入して、提出してください。

「青色申告書」に記載の住所と氏名を、記載の通りに記入し、市区町村役場に
 印鑑登録している印鑑を、押印してください。

※個人事業主はワード指定様式で作成し、ポータルの該当項目は
 以下のように入力してください。

「会社名」 : 「屋号」を入力
 屋号が無い場合は「個人事業主本人」の氏名を入力
 「代表者役職」 : 肩書きを入力する。
 肩書きが無い場合は「—（ハイフン）」を入力
 「代表者氏名」 : 「個人事業主本人」の氏名を入力

「交付申請の手引き
 第3巻」17、18
 ページ参照

交付申請書の様式の説明 -交付申請書-

3 交付申請書（別紙1）

ポータルから出力できます

別紙1

補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額

(単位 円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の交付申請額
I. 設計費	6,300,000	6,300,000	1/2	3,150,000
II. 設備費	325,900,000	255,900,000	1/2	127,950,000
III. 工事費	117,750,000	87,500,000	1/2	43,750,000
消費税	35,996,000	0		0
合計	485,946,000	349,700,000		174,850,000

- ・ (補助金の申請額) = (補助対象経費の額) × (補助率)
(補助率が1/3の場合は ÷ 3 にする)
(補助率が1/2の場合は ÷ 2 にする)
- ・ 補助対象経費の額の合計に補助率をかけたものではない
- ・ 補助金の交付申請額は1円未満切捨て
- ※ 補助金の交付申請額の合計は、各費目ごとの補助対象経費に補助率をかけた金額の合計となる

交付申請書の様式の説明 -交付申請書-

4 交付申請書（別紙2）

指定様式に記入する

別紙2

4-1

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位 円)

補助事業に 要する経費 の区分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
I. 設計費	0	0	0	6,300,000	6,300,000
II. 設備費	0	0	0	325,900,000	325,900,000
III. 工事費	0	0	0	117,750,000	117,750,000
消費税	0	0	0	35,996,000	35,996,000
合計	0	0	0	485,946,000	485,946,000

四半期毎に発生する経費予定額を記載。
 第1四半期： 4月～6月、第2四半期： 7月～9月
 第3四半期： 10月～12月、第4四半期： 翌年1月～翌年3月

合計が他の様式の補助事業に要する経費と一致しているか確認すること

4 交付申請書（別紙2）

4-1 四半期ごとの発生予定額を記入してください。

合計額が、別紙1（3）の補助事業に要する経費の費目の区分ごとの合計と一致していることを確認すること。

交付申請書の様式の説明 - 交付申請書 -

5 交付申請書（別紙3）

指定様式に記入する

別紙3

役員名簿 5-1

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
〇〇 タロウ	〇〇 太郎	S	40	01	01	M	株式会社〇〇	代表取締役
〇〇 ハナコ	〇〇 花子	S	45	12	24	F	株式会社〇〇	取締役営業本部長

5 交付申請書（別紙3）

5-1 役員の名簿を正確に記入してください。

※法人の場合

商業登記簿謄本、ホームページ、会社概要等に記載されている一覧を記入すること。

※個人事業主の場合

「青色申告書」に記載の通りに記入すること。

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

6

1-1. 申請総括表

全てポータルに入力の情報が表示されます。

入力内容については、「交付申請の手引き 第3巻」の該当箇所を参照してください。

○申請総括表（実施計画書）について

「1-1. 申請総括表」、およびこれを含む「実施計画書」一式は、

事業区分（ア）省エネルギー対策事業、（イ）ピーク電力対策事業、（ウ）エネマネ事業 それぞれで生じる省エネルギー効果、またはピーク対策効果等を実施事業の全体総括として記載^{（注）}する書類です。

（注）「補助事業ポータル（Web）」では、下記の事業概要の一部が必須入力の項目となっており、入力することでその値が自動的に「申請総括表」の該当箇所に反映されます。

○事業区分の事業概要（実施計画書）について

「事業区分（ア）、（イ）、（ウ）事業概要（実施計画書）」は、それぞれ生じる省エネルギー効果、またはピーク対策効果と、その導入設備、所要資金計画の内容のみを明示する為の資料です。

事業区分の事業概要については、「I.工場・事業場単位 交付申請の手引き 第2巻 事業区分（ア）（イ）（ウ）」にて説明しています。

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

7

1-1. (別紙1) 事業者情報

ポータルから出力できます

事業者情報

事業実施場所住所	東京都中央区〇〇二丁目3番5号 (〇〇ビルディング)
----------	-------------------------------

事業者	会社情報		主体となる事業者の場合のチェック		<input checked="" type="checkbox"/>
	補助事業内での役割	設備使用者			
	会社名カナ	〇〇コウギョウ			
	会社名	〇〇工業株式会社			
	会社法人等番号	000000000000			
	郵便番号	000-0000			
	都道府県	東京都	市区町村	中央区	
	丁目・番地	〇〇二丁目3番5号			
	連絡先(管理担当)		主体となる管理担当者の場合のチェック		<input checked="" type="checkbox"/>
	郵便番号	000-0000			
	都道府県	東京都	市区町村	中央区	
	丁目・番地	〇〇二丁目3番5号			
	建物名・部屋番号	〇〇ビルディング 〇〇号			
	役職	〇〇部 〇〇係長			
	氏名カナ	姓 〇〇	名 〇〇		
氏名	姓 〇〇	名 〇〇			
電話番号	〇〇〇〇〇	電話番号(内線)	〇〇〇〇〇		
携帯電話番号	〇〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇〇〇		
メールアドレス	xxxxx@xxxx.xx.xx				

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

7

1 - 1. (別紙1) 事業者情報

- ・ポータルに入力した情報を基にすべて印字されます。
- ・入力内容については、「交付申請の手引き 第3巻」の該当箇所を参照ください。

「補助事業ポータル」に数値や文字の入力後に出力することができます。

1 事業者 1 枚、全事業者分が必要です。

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

8

ポータルから出力できます

指定様式に記入する

8-1 ※本様式は、どちらかの方法で作成してください。

事業区分 (ウ) の場合のみエネマネ事業者が提出

8-2

平成30年〇月〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

8-3

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

工場・事業場単位の場合、
エネマネ事業者が手続代行者と
なる

株式会社 〇〇電機
代表取締役 〇〇 〇〇



登録されている印

手続代行申請書

平成30年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）
における手続代行者として、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）
交付規程および公募要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

8-4

手続代行者	会社情報		
	会社名カナ	〇〇デンキ	
	会社名	株式会社 〇〇電機	
	会社法人等番号	〇〇〇〇〇〇	
	連絡先（管理担当）		
	氏名	姓 〇〇	名 〇〇
	電話番号	〇〇〇〇〇〇	
携帯電話番号	〇〇〇〇〇〇		
メールアドレス	xxxxxx@xxxxxx.xx.xx		

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

8 1 - 1. (別紙2) 手続代行申請書

8-1 本様式は、ワードの指定様式に記入、またはポータルから出力のどちらかの方法で作成してください。

8-2 申請日を記入する。(1-2 と同日を記入してください)

8-3 代行申請を行うエネマネ事業者情報を記入してください。

8-4 代行申請を行うエネマネ事業者の担当者情報を記入してください。

手続代行について

上記に記載の通り、事業区分（ウ）を申請する場合はエネマネ事業者による代行申請が必須となります。

なお、I.工場・事業場単位では見積依頼・競争入札で選定した販売事業者等を、申請手続きの代行者とすることはできません。

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

9

1-1-2. 資金調達計画

ポータルから出力できます

1-1-2 資金調達計画（当年度） （単位：円）

	調達金額	備考
調達先	本補助金 174,850,000	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">借入を予定している金融機関名</div> ○○銀行△△支店 【補助対象設備の担保の有無】 無し
	自己資金 201,096,000	
	借入金 80,000,000	
	その他 30,000,000	
	合計(税込) 485,946,000	

国からの補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に挙げる補助金及び同項第2号に挙げる資金含む。）以外の自治体等からの補助金等。

消費税を含む補助事業に要する経費全額について記入すること
共同申請の場合、事業費の支払いを行う事業者について、資金調達計画を記入すること
※合計金額は、「交付申請書」の補助事業に要する経費と同額となる様に記入すること

10

1-1-3. 事業実施に関連する事項

1-1-3 事業実施に関連する事項

他の補助金との関係	当該事業に対し、直接的あるいは間接的に国の他の補助金等を受けている、又は受ける予定があるか	無し
過去の補助金との関係	今回更新する前の設備に、過去に国から補助金の交付を受けているか	無し
許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項	事業実施にあたり、許認可(届出)、権利使用(又は取得)等が前提となる事項があるか	無し
	前提となる事項がある場合、国や自治体から既に許認可(届出)、権利使用(又は取得)等を受けているか	無し
その他、実施上問題となる事項	その他、実施上問題となる事項があるか	無し

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

9

1-1-2. 資金調達計画

資金調達の内訳を記入します。

借入を予定している場合は、金融機関名を記入します。

その他には都道府県、地方自治体等から受ける（または受けた）補助金があれば、

その正式名称を記入してください。

合計（税込）には消費税を含む補助事業に要する経費全額について記入すること。

共同申請の場合、事業費の支払いを行う事業者について、資金調達計画を記入すること。

※合計金額は、「交付申請書」の補助事業に要する経費と同額となる様に記入すること。

その他には国からの補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に挙げる補助金及び同項第2号に挙げる資金含む。）以外の自治体等からの補助金等を記載。

10

1-1-3. 事業実施に関連する事項

以下の事項について該当するものがあれば「有り」と記入し、本紙 添付 2 3 を作成します。

該当しなければ「無し」と記入してください。（すべて「無し」ならば、本紙 添付 2 3 は不要）

- (1) 他の補助金との関係
- (2) 過去の補助金との関係
- (3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項
- (4) その他、実施上問題となる事項

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

11 1-2. 所要資金計画 (事業区分(ア)~(ウ)単独申請の場合は、提出不要) 指定様式に記入する

1-2. 所要資金計画

・各項目は、新旧設備図面と関連付けて記述のこと
 ・「(補助対象)」には、省エネルギー効果・ピーク対策効果を得るために必要な費用を記載のこと
 ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと

費目	区分	(円)		項目	金額	
I. 設計費	ア. 省エネ設備・システム導入支援 3,500,000	(補助対象)	3,500,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	3,500,000	
		(補助対象外)	0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0	
	イ. 電気需要平準化設備・システム導入支援 2,500,000	(補助対象)	2,500,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	2,500,000	
		(補助対象外)	0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0	
	ウ. エネマネ事業者を活用する場合 300,000	(補助対象)	300,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	300,000	
		(補助対象外)	0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0	
	小計	6,300,000				
	II. 設備費	ア. 省エネ設備・システム導入支援 285,000,000	(補助対象)	225,000,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	220,000,000
			(補助対象外)	60,000,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	5,000,000
		イ. 電気需要平準化設備・システム導入支援 37,900,000	(補助対象)	27,900,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	24,300,000
			(補助対象外)	10,000,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	3,600,000
		ウ. エネマネ事業者を活用する場合 3,000,000	(補助対象)	3,000,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	3,000,000
(補助対象外)			0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0	
小計		325,900,000				
III. 工事費		ア. 省エネ設備・システム導入支援 113,000,000	(補助対象)	83,000,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	78,000,000
			(補助対象外)	30,000,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	5,000,000
		イ. 電気需要平準化設備・システム導入支援 2,750,000	(補助対象)	2,500,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	2,000,000
			(補助対象外)	250,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	500,000
		ウ. エネマネ事業者を活用する場合 2,000,000	(補助対象)	2,000,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	2,000,000
	(補助対象外)		0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0	
	小計	117,750,000				
	補助対象計	349,700,000				
補助対象外計	100,250,000					
消費税	35,996,000					
合計	485,946,000					

参考見積等から記入する

- ① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと
- ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと
- ③ ②の根拠と本様式との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと
- ④ 発電設備の補助対象範囲(設備費)の詳細は、「1.8補助対象設備」を参照

発注区分表と金額を合わせる

※申請内容により、本様式は複数ページとなっても構わない。

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

11

1 - 2. 所要資金計画 (事業区分(ア)~(ウ)単独申請の場合は、提出不要)

参考見積等から費目の区分 (I.設計費、II.設備費、III.工事費) 毎に記入し、補助対象、補助対象外に分けて記入します。

※設計、設備、工事にかかる諸経費はそれぞれの費目の区分に計上すること。

- ① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。
- ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。
- ③ ②の根拠と本様式との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。
- ④ 発電設備の補助対象範囲 (設備費) の詳細は、公募要領 15 ページを参照のこと。

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

12 1 - 3. 発注区分表 (事業区分(ア)~(ウ)単独申請の場合は、提出不要) 指定様式に記入する

1 - 3. 発注区分表

発注名 発注先 項目	(ア)	(ア)	(イ)	(ウ)	(単位 円)
	ボイラー更新工事	キュービクル更新工事	蓄電池導入工事	EMS導入工事	費目合計
	未定	未定	未定	未定	
I. 設計費	3,500,000	0	2,500,000	300,000	6,300,000
II. 設備費	220,000,000	65,000,000	37,900,000	3,000,000	325,900,000
III. 工事費	78,000,000	35,000,000	2,750,000	2,000,000	117,750,000
合計	301,500,000	100,000,000	43,150,000	5,300,000	449,950,000
消費税	24,120,000	8,000,000	3,452,000	424,000	35,996,000
支払合計	325,620,000	108,000,000	46,602,000	5,724,000	485,946,000

	(単位 年)				
最長の処分制限期間 (法定耐用年数)	8	10	15	8	---

想定している発注名、発注単位を記述する。
(4~5区分以下が望ましい)

想定している発注区分ごとの各費目の
費用を記入する

(ウ)の発注区分については、区分
(ア)(イ)から独立して、EMSだけ
で発注すること

・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる
・例の内容であれば、4回発注(3者見積りを4回実施)することになる
※空白の列がある場合は、列を削除するか、斜線を引くこと

費目合計の数値を、申請総括表等
と一致させること

12 1 - 3. 発注区分表

12-1 発注(予定)工事区分及び事業区分(ア)、(イ)、(ウ)に分けてそれぞれの参考見積等から記入します。
※上記の例は4つの工事の場合。発注(予定)工事の数に合わせて列を作って記入すること。

12-2 発注(予定)工事別に、導入予定設備の「最長の処分制限期間」を記入します。

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

13 1-4. 導入前後の比較図

指定様式に記入する

1-4 導入前後の比較図

※区分（ア）から（ウ）全体の事業概要がわかるような概念図を導入前後で記載すること。仕様等も記載して比較できるようにする。

導入前

既存設備の情報（導入前）

- ・事業前後の設備の違いを模式図等（設計図等ではなく）により、図解する
A4縦使いで1枚にまとめること。
- ・モノクロ出力で判別可能な色づかいにすること。（点線・実線を用いるなど）
- ・撤去対象設備を点線等で囲んで記載すること

注意：これとは別に設備、補助対象範囲を明確にするために、1-5新設備の配置図、1-6旧設備の撤去範囲等に、詳細を記載のこと。設備能力、数量、配管・配線の取合位置等を明確にすること。補助対象範囲が明確でないものは、補助対象内として計画していても確定検査の際に補助対象外となる可能性があるので、注意すること。

導入後

導入予定設備の情報（導入後）

- ・点線等で囲んで補助対象範囲を明記すること
- ・先進性等について簡潔に説明を記述すること
- ・効果等についても、簡潔に説明を記述すること

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

14 1 - 5. 新設備の配置図

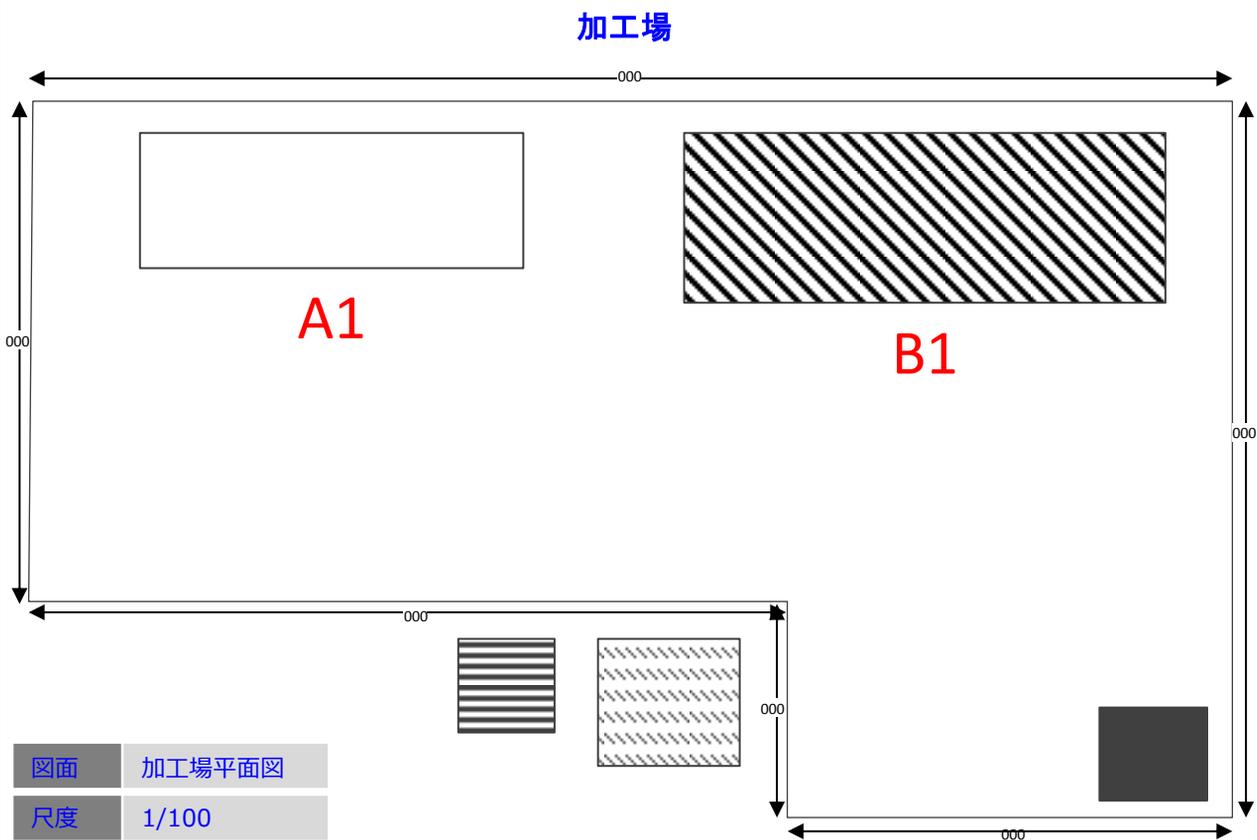
自由書式

(事業区分(ア)~(ウ)単独申請の場合は、提出不要)

「1 - 4. 導入前後の比較図」詳細説明書類として、「新設備の配置図」を添付してください。複数階の場合は、階層ごとの図面が必要です。
 ※設備 1 台ずつに番号を付す等して、台数を間違えないように注意すること。
 ※補助対象・対象外設備について、凡例・範囲等を明記すること。

1 - 5 新設備の配置図

記載例



- 400t クラス射出成形機 ABC01 × 1台 (補助対象内)
- 680t クラス射出成形機 DEF99 × 1台 (補助対象内)
- 非常用バッテリー (補助対象外)
- キュービクル ghi-1 × 1台 (補助対象内)
- キュービクル jkl-1 × 1台 (補助対象内)

区分(ア)の場合、「2 - 5. 既設設備と導入設備の比較表」と台数をあわせて記入する

上図は作成イメージであり、「2 - 5. 既設設備と導入設備の比較表」等との台数とは整合していません。

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

15

1-6. 旧設備の撤去範囲

(事業区分(ア)~(ウ)単独申請の場合は、提出不要)

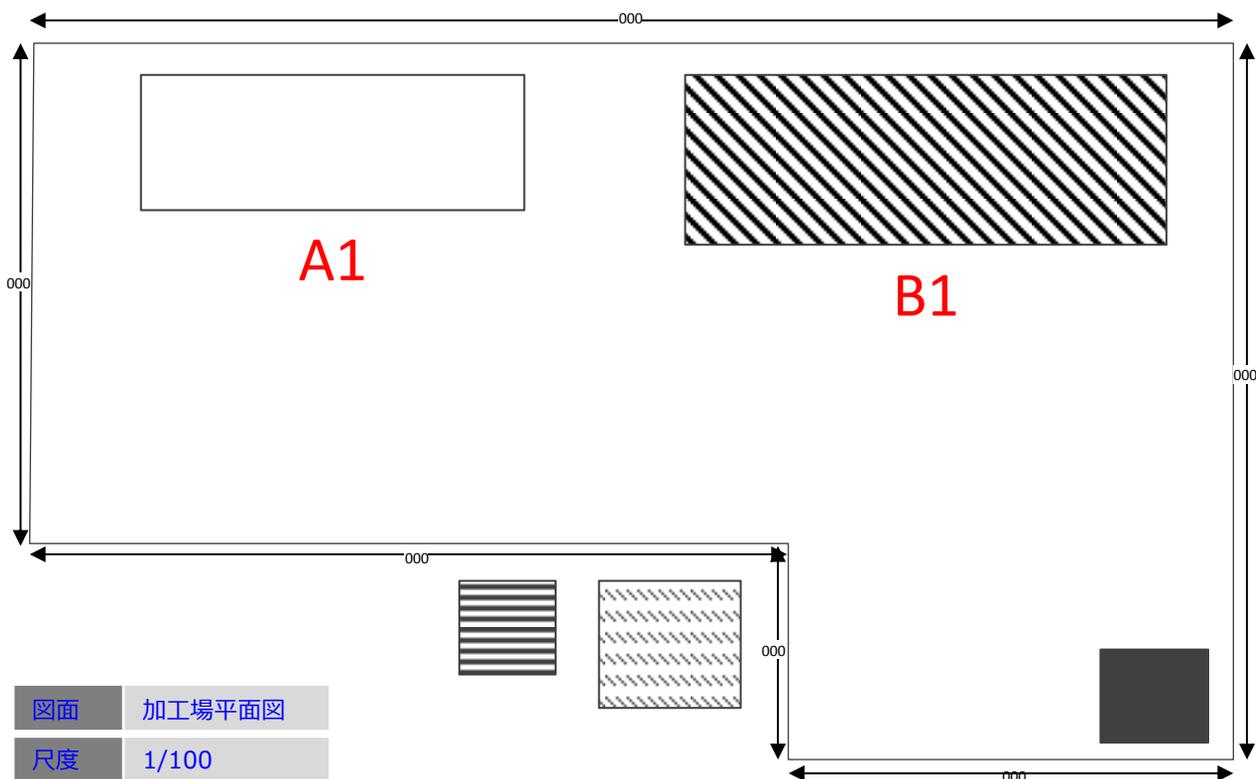
自由書式

「1-4. 導入前後の比較図」詳細説明書類として、「旧設備の撤去範囲」を添付してください。複数階の場合は、階層ごとの図面が必要です。
 ※設備1台ずつに番号を付す等して、台数を間違えないように注意すること。
 ※補助対象・対象外設備について、凡例・範囲等を明記すること。

1-6 旧設備の撤去範囲

記載例

加工場



図面	加工場平面図
尺度	1/100

	450t クラス射出成形機 MNO01 × 1台	(補助対象内)
	680t クラス射出成形機 PQR99 × 1台	(補助対象内)
	非常用バッテリー	(補助対象外)
	キュービクル stu-1 × 1台	(補助対象内)
	キュービクル vwx-1 × 1台	(補助対象内)

区分(ア)の場合、「2-5. 既設設備と導入設備の比較表」と台数をあわせて記入する

上図は作成イメージであり、「2-5. 既設設備と導入設備の比較表」等との台数とは整合していません。

交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

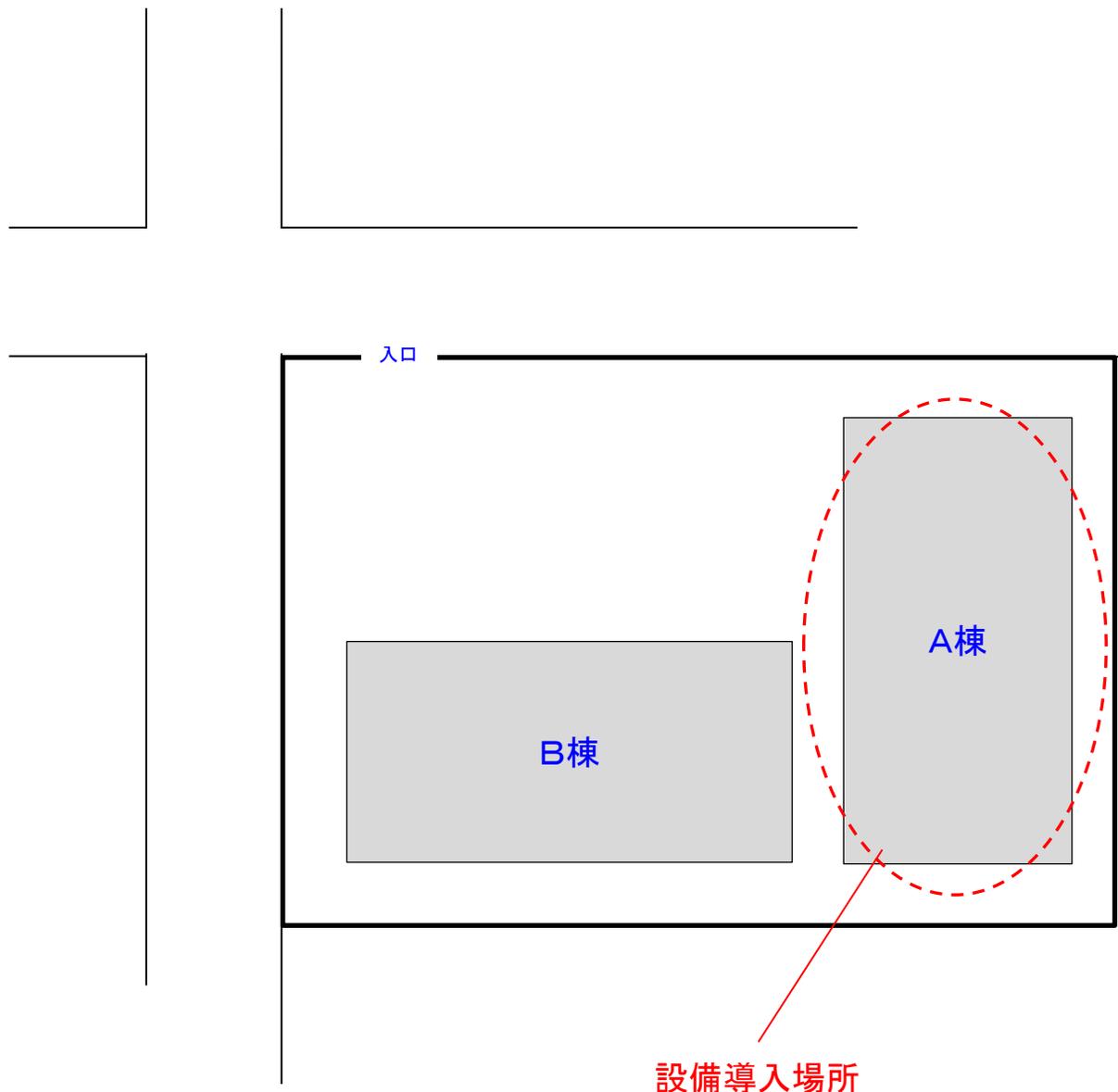
16 1-7. 事業場の全体図

自由書式

工場・事業場等の敷地内がどのような配置関係になっているのか、その内どの場所に設備導入するのかについて明記してください。

1-7 事業場の全体図

記載例



交付申請書の様式の説明 -実施計画書-

17 1-8. 事業スケジュール

指定様式に記入する

1-8. スケジュール

8月下旬に交付決定があるものとして記入

年 月 項目	30年												31年		
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
○○○○								▼発注							
○○○○												—			
○○○○												—			

事業完了日以降は事業期間ではないので記入しない

交付申請書の様式の説明 -実施計画書 (ア) , (イ) , (ウ) -

事業区分 (ア) , (イ) , (ウ) それぞれの実施計画書は「交付申請の手引き 第2巻」の該当ページをご確認ください。

(ア) 省エネルギー対策事業 **5ページ～**

(イ) ピーク電力対策事業 **21ページ～**

(ウ) エネマネ事業 **35ページ～**

区分毎の実施計画書の作成が完了しましたら、引き続き資料や添付資料を作成してください。

第3章

添付資料について

事業者は交付申請書および実施計画書の証拠書類（エビデンス）を、添付資料として提出する必要があります。

添付1 会社情報

会社のパンフレットやホームページの印刷物など、会社の事業概要が把握できる資料を添付してください。

※「補助事業ポータル」に入力した「資本金」「従業員数」「決算報告」に該当するページに付箋を貼り、該当する値にマーキングしてください。

添付2 決算書

株主総会の営業報告、単独決算の決算報告書（直近1年分必須）などを添付してください。

※個人事業主の場合は、営業報告、決算報告書の代わりに青色申告書全様式の写しを添付のこと。

添付3 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

発行から6カ月以内の商業登記簿謄本を添付してください。（写しでも可）

※現在事項証明書でも可。

※全申請事業者分が必要。

※個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出すること。

添付4 建物の登記簿謄本（全部事項証明書）

発行から6カ月以内で補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本（全部事項証明書）を添付してください。

※建物内に設置する場合は建物の登記簿謄本（全部事項証明書）、屋外に設置する場合は土地の登記簿謄本（全部事項証明書）等が必要。（写しでも可）

※現在事項証明書でも可。

地方公共団体は、添付1～添付4の提出は不要となります。

添付5 エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠

電気やガスの領収書など、使用しているエネルギーすべての使用量・金額が分かる資料のコピーを添付するとともに、それらの前に以下のまとめ表を添付し、集計が間違っていないか確認してください。

集計期間は、平成29年4月～平成30年3月になります。

※エネルギー管理指定工場の場合は、平成28年度の定期報告書の写し等(使用状況届出書)と電気やガスの領収書等でも可。作成したまとめ表を元に、「実績の事業所全体のエネルギー使用量（原油換算）」〔実施計画書（ア）、（イ）、（ウ）エネルギー使用量の原油換算表 項目b〕で割って燃料評価単価を算出します。

まとめ表の作成例 ※後ろには領収書など添付のこと。

	電気			石油ガス		
	使用量			料金	使用量	料金
	kWh			円	t	円
	昼間買電	夜間買電	合計			
平成29年4月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
5月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
6月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
7月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
8月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
9月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
10月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
11月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
12月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
平成30年1月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
2月	46.2	15	61.2	740,047	2.5	157,975
3月	46.6	15.2	61.8	740,050	2.5	157,975
合計	554.8	180.2	735.0	8,880,567	30	1,895,700
昼夜割合	0.755	0.245				
年間エネルギーコスト	10,776,267					

$$\begin{aligned} \text{燃料評価単価} &= \text{年間エネルギーコスト} / \text{原油換算量} \\ &= 10,776,267 / 225.2 \\ &\approx 47,852 \end{aligned}$$

領収証に記載されている
消費税込の金額を入力

添付6 生産量実績の確証

生産量の値の根拠を確認するための資料。社内で使用している管理資料等の写しを添付してください。

集計期間は、添付5と同じ期間にします。

エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し（使用状況届出書）等と電気やガスの領収書等でも生産量の値と根拠とみなします。

※ 原単位改善の申請要件で申請する場合、更新設備に直接関係する生産量とすること。

※ 生産量が無い場合は、延床面積にて代用可能。延床面積を代用する場合は、工場・事業場全体の建物登記簿謄本や設計図面など、面積を確認できる資料を添付すること。

添付7 経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し

・中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、中小企業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、各省庁に申請し認定を受けることができます。

○経営力向上計画について（計画策定にあたっては中小企業庁のHPを十分ご確認ください）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

○事業分野別指針について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

○事業分野と提出先

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180419jiigyouteisyutu.xlsx>

・認定を受けた経営力向上計画に係る認定申請書の別紙「6 経営力向上の内容」に下記の「省エネ」の記載がある場合、省エネルギー取り組みを実施する事業として評価を行います。

・該当する場合には、実施計画書「1 - 1. 申請総括表」で中小企業等経営強化法の認定事業を「該当」とし、経営力向上計画に係る認定書、および認定申請書（いずれも写し）を添付してください。

・経営力向上計画は、申請から認定までに通常30日程度の期間を要するため、これから申請を実施する場合には、十分に余裕を持って申請してください。

・仮に、本補助金の申請までに認定書が間に合わない場合には、経営力向上計画に係る認定申請書の写しを提出し、認定書が交付され次第、速やかに提出してください。

○経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口） 中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※ 経営力向上計画制度・手続全般に関する問い合わせ窓口になりますので、個別の申請に対する認定の可否や、

審査の状況に関しては、各省庁の申請窓口にご直接お問い合わせください。本補助金の手続等に関しては、SIIへお問い合わせください。

【中小企業等経営強化法 事業分野別指針における「省エネ」の記載について】

事業分野別指針の該当箇所	
製造業	・第3の2の一のへ「省エネルギーの推進に関する事項」
卸売業	・第3の2のIの一の口の（1）の（ii）「設備の省エネルギー及び省力化の推進」 ・経営力向上の内容に関する事項「省エネルギー設備又はロボットの導入」
小売業	・第3の2のIIの一の口の（2）の（ii）の（ロ）「エネルギーコストの最適化（省エネルギーの取組の推進）」
外食・中食産業	・第2の4の二「<コストの把握・削減に関する事項>」⑩、「<ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項>」③
旅館業	・第3の2の二の木「ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項」⑤、⑥、⑦、⑧
医療分野	・第3の2の表中「ICT投資、設備投資、省エネルギー投資に関する事項」
貨物自動車運送業	・第2の2の一の木「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二「省エネルギーの推進に関する事項」
船舶産業	・第3の2のイ「製品・サービスの力（製品の高性能化・引渡し後のサービス向上）」1ポツ目 ・第3の2のハ「造る力（生産効率・品質の向上）」6ポツ目
自動車整備業	・第2の2の一の二の（1）「設備投資に関する事項」 ・第2の2の一の木「省エネルギーの推進に関する事項」
建設業	・第3の1の六のロ「環境負荷軽減に配慮した事業の展開」
電気通信分野	・第2の2の一のへ「省エネ・共同調達等によるコスト削減」
不動産分野	・第3の5の一「施設の運用コストの低減」
地上基幹放送分野	・第2の2の一のへ「省エネ・共同調達等によるコスト削減等」
石油卸売業・燃料小売業	・第3の1の六のイ「高性能な設備の導入」
旅客自動車運送事業分野	・第2の2の一の二の（2）「設備投資」 ・第2の2の一の木「省エネルギーの推進に関する事項」

添付7 経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し

経営力向上計画に係る認定書

○年 ○月 ○日

環境 太郎 殿

主務大臣名 ○○ ○○

印

平成○年○月○日付けをもって別添資料により申請のあった経営力向上計画については、中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき認定する

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

○年 ○月 ○日

○○○○○ 殿

住 所 東京都中央区○○二丁目3番5号

名 称 及 び ○○工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 環境 太郎

印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

添付8 中長期計画、数値目標、ISO50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し

実施計画書「1-1. 申請総括表」で中長期計画等記載事業、または省エネルギー数値目標の公表、またはISO50001取得事業者を「該当」とした場合は、該当するそれぞれの書類を提出してください。

中長期計画

- 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場事業場」と「中小企業に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）（みなし大企業を含む）」は、エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に記載されている事業のみが対象となる。
- 中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人で1,500kl未満の工場・事業場の場合、中長期計画等に記載されている事業については、評価の対象となります。
- 本補助金で申請する導入設備、実施場所、実施時期と中長期計画書の記載内容が合致することが必須となります。
- 本事業に該当する導入設備、実施場所、実施場所の項目にマーキングをしてください。
- （イ）ピーク対策事業の申請で中長期計画を提出する場合は、SIIにお問い合わせください。

省エネ法の中長期計画書2枚目のサンプル

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	該当する工場等	実施時期	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算kl/年)
高効率ポンプ導入	〇〇工場	平成30年度	〇〇 [KL/年]
コンプレッサー導入工事	〇〇工場	平成30年度	〇〇 [KL/年]
コージェネ設置によるエネルギー削減	〇〇工場	平成30年度	—

本事業に該当する箇所にマーキング

添付8 中長期計画、数値目標、ISO50001の認定書及び エネルギーマネジメント行動計画の写し

中長期計画書の提出について

単独申請における中長期計画書の提出（必須または任意）は、以下表を確認ください。

申請者の区分	工場・事業場のエネルギー使用量	本公募における提出義務	提出様式	備考
中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人	1,500kl以上	提出必須	国に提出した「中長期計画書(写し)」 H30年度は受領印無しも可。	「補助対象事業」の記載が必須
	1,500kl未満	任意	SII提供様式 もしくは 国に提出した「中長期計画書(写し)」 H30年度は受領印無しも可。 ※	「補助対象事業」の記載があれば評価の対象になる
上記以外の法人	1,500kl以上	提出必須	国に提出した「中長期計画書(写し)」 H30年度は受領印無しも可。	「補助対象事業」の記載が必須
	1,500kl未満	提出必須	SII提供様式	「補助対象事業」の記載が必須

※省エネ法上の特定事業者・特定連鎖化事業者は、国に提出した「中長期計画書(写し)」を提出すること

共同申請における中長期計画書の提出要件

- ▶ リース、ESCOを利用する場合は、
設備使用者で中長期計画の提出義務を確認
- ▶ 設備使用者が複数事業者となる場合は、
全ての設備使用者が上表の要件の対象となる

個々に提出または必須・任意の確認をした上で、各申請者の状況に応じて提出が必須または任意となるため、各申請者ごとに上表の要件を確認すること

添付8 中長期計画、数値目標、ISO50001の認定書及び エネルギーマネジメント行動計画の写し

実施計画書「1-1. 申請総括表」で中長期計画等記載事業、または省エネルギー数値目標の公表、またはISO50001取得事業者を「該当」とした場合は、該当するそれぞれの書類を提出してください。

数値目標

・自社で省エネの数値目標が設定されており、公表している場合、資料を添付してください。

ISO50001

・自社でISO50001を取得している場合、認定書のコピーを添付してください。

※有効期限が切れていないものを添付すること

添付9 エネルギー集約型企業の計算書

- ・売上高に対するエネルギーコスト(燃料購入費、支払額)の合計が10%以上となる企業は、エネルギー集約型企業の対象となります。
- ・実施計画書「1-1. 申請総括表」でエネルギー集約型企業に「該当」とした場合は、エネルギーコストと売上高を月ごとにまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付してください。
※エネルギーコストと売上高の集計期間は、「添付5 エネルギー使用量実績の確証」と合わせてください。
- ・計算は、企業の全社単位で行ってください。

まとめ表の作成例 ※後ろに根拠資料を添付のこと。

[単位 : 円]

	エネルギーコスト	売上高
平成29年4月	410,000	3,000,000
5月	440,000	3,400,000
6月	550,000	4,900,000
7月	620,000	5,600,000
8月	680,000	7,800,000
9月	670,000	6,200,000
10月	500,000	7,400,000
11月	420,000	6,600,000
12月	400,000	4,300,000
平成30年1月	610,000	4,400,000
2月	550,000	3,100,000
3月	430,000	4,500,000
平成29年4月～平成30年3月	6,280,000	61,200,000

エネルギーコスト

〇〇 (円)

/

売上高

〇〇 (円)

× 100 =

エネルギーコストの割合

〇〇%

添付10 ベンチマーク改善に資することが認められる資料

ベンチマーク改善に資することが認められる事業に該当する事業（公募要領58ページ参照）については、事業によって定期報告書の該当条件が違ってくるので、内容に留意すること。

区分	事業	内容
1 A	高炉による製鉄業	平成30年度提出用定期報告書のうち 特定－第6表 を提出のこと。 (提出前であれば文案でも可とする。)
1 B	電炉による普通鋼製造業	
1 C	電炉による特殊鋼製造業	
2	電力供給業	
3	セメント製造業	
4 A	洋紙製造業	
4 B	板紙製造業	
5	石油精製業	
6 A	石油化学系基礎製品製造業	
6 B	ソーダ業	
7	コンビニエンスストア業	
8	ホテル業	
9	百貨店業	平成30年度提出用定期報告書のうち 特定－第3表 を提出のこと。 (提出前であれば文案でも可とする。) ※平成30年度よりベンチマークが設定された業種については、特定－第6表の作成が困難であることから、特定－第3表の記載をもって確認を致します。
10	食料品スーパー業	
11	ショッピングセンター業	
12	貸事務所業	

添付 1 1 情報技術を活用した製造設備等の統合管理による事業を証明する資料

自由書式

■実施計画書「1-1. 申請総括表」で情報技術活用事業に「該当」とした場合は、下記2点（①、②）の資料を提出してください。

「情報技術を活用した製造設備等の統合管理による事業」については、公募要領の59ページを参照ください。

【内容に関するお問い合わせ先】

経済産業省 製造産業局 産業機械課 TEL : 03-3501-1691

①概念図（自由書式）

ネットワーク対応型製造設備及びその他の製造設備に関し、どのようなデータを、どこから取得し、どのようなインターフェースやネットワークを介して流通させ、どのような経営課題を解決する用途に活用するのを示し、加えて、制御装置等を介してネットワーク接続されたその他の設備との連動についても示したことになります。インターフェースやネットワークに関する技術情報（国際標準である場合はその旨を記載）を記した書類も付加してください。

※概念図の中には、下記2点を必ず記載してください。

・ネットワーク概要（接続手法、データの取得・流れ等）

・統合管理の活用方法（どのような経営課題を解決するのか）

②情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業による省エネ効果（設備・機器の置き換えによる省エネ効果を含む）を示したことになります。（自由書式）

添付12 コミッショニング実施の証憑

(1) 交付申請時における提出書類の説明

本補助金におけるコミッショニング事業については、全事業共通の提出書類に加え、交付申請時に下記の記載内容を踏まえた以下の書類すべてを提出してください。

(「第5章 その他の事項について」101ページ～122ページをご参照ください。)

①性能検証報告書[調査フェーズ]

補助事業者に対して調査フェーズまでのコミッショニング業務で実施した内容を整理した報告書で、事前の調査内容及び改善点について整理し、推薦される対策について記載するもので、コミッショニング事業者が作成したもの。

- 1) 現在の建物仕様・設備仕様
- 2) 現在の運用状況
- 3) 現地調査結果
- 4) 対策実施提案

②発注者要件書（OPR:Owner's Project Requirement）[調査フェーズ]

発注者（補助事業者）が要求する目標を定性的・定量的に記述し、建物の使用条件、省エネルギー目標とその根拠等について記載するもの。調査フェーズにおいて設備改善方法の選択がなされた段階でコミッショニング事業者が作成し、補助事業者が内容を確認したもの。

- 1) 企画概要
- 2) コミッショニング適用の目的
- 3) 建物の使用条件
- 4) 目標とする性能と目標値及びその設定根拠
- 5) 予算要件

③性能検証計画書[対策実施フェーズ]

対策実施フェーズ以降の事業の計画について記載した文書で、工事概要、目的と目標、実施体制及び関係者の役割、機能性能試験の内容、スケジュール等について記載する。コミッショニング事業者が作成したもの。

- 1) 対策実施工事の概要
- 2) コミッショニングの目的と目標
- 3) コミッショニングの体制
- 4) コミッショニング事業者の業務内容
- 5) レビュー対象文書
※レビューとは、コミッショニング事業者が設計者に専門的見地から意見を述べること。
- 6) 役割分担
- 7) スケジュール

添付12 コミッショニング実施の証憑

(2) 実績報告時に添付する書類

本補助金におけるコミッショニング事業については、全事業共通の提出書類に加え、実績報告時に下記の記載内容を踏まえた以下の書類すべてを提出してください。

①コミッショニング事業に係る契約書又は覚書

対策実施フェーズから最終確認フェーズまでを含めた、補助事業者とコミッショニング事業者間で交わすものとする。コミッショニング事業者及びその関係会社は競争入札先の3者またはその委託先以外の第三者とすること。

②性能検証報告書[対策実施フェーズ]

補助事業者に対して対策実施フェーズまでのコミッショニング業務で実施した内容を整理した報告書で、対策実施フェーズまでの実施内容、運転・管理者への引継ぎ内容について記載するもので、コミッショニング事業者が作成するもの。

- 1) プロジェクトの背景
- 2) 調査フェーズの実施内容
- 3) 対策実施フェーズの実施内容（コミッショニングの体制、対策実施フェーズで行ったレビュー、機能性能試験内容、調査フェーズで抽出された問題に対して実施した改善対策内容等）
- 4) 運転、管理者への引継ぎ内容（運転、管理指針や制御動作説明書等）

(3) 留意点

- ・ コミッショニング事業者について、第三者（中立）性が担保できていないことが判明した場合には、不正とみなし、補助金の返還となります。
- ・ エネマネ事業者（区分（ウ））を活用する場合、コミッショニングを実施する事業として申請することはできません。
- ・ コミッショニングそのものに係る費用については、補助対象外となります。

なお、コミッショニングを実施する事業であることを確証するものとして、性能検証専門技術者（CxTE）の資格証明または性能検証技術者（CxPE）の登録証明もしくは、コミッショニングの実施実績を求めることがあります。

コミッショニングに関する詳細は、建築設備コミッショニング協会HP（<http://www.bsca.or.jp/>）を参照。

添付 1 3 賃上げに取り組む企業を証明する資料

指定様式に記入する

- ・実施計画書「1 - 1. 申請総括表」の賃上げ取組企業に「該当」とした場合は、本紙を作成し、併せて選択した項目の証拠書類を添付してください。
- ・共同申請の場合は、すべての事業者が①～③のいずれかに「該当」した場合、評価の対象となります。

添付 13

賃上げに取り組む企業を証明する資料

事業者名 ○○○○○○○○○○○

人材育成・賃上げの実施状況について

以下のいずれかの取組を行っている場合は、該当箇所に☑を付し、その内容を具体的に説明するとともに、研修の実施、賃金アップの比較等の証拠書類（源泉徴収票の写し、領収書、賃金台帳等）を添付書類として提出してください。

※以下の確認については、決算期ベースの事業年を元に算出しても可。

- ①平成 30 年度の給与支給総額を平成 29 年度と比較して 1%以上増加させる計画を有し、従業員に表明している企業
添付書類：○○○○○○○○○
- ②以下のいずれも満たす賃上げを実施している企業
- ・平成 29 年度の給与支給総額が、平成 28 年度と比較して 1%以上増加
 - ・平成 30 年度の給与支給総額を平成 29 年度と比較して増加させる計画
- 添付書類：○○○○○○○○○
- ③企業による従業員向けの教育訓練費支出総額（外部研修費用、資格取得・技能検定の受験料、定時制高校や大学の授業料などに対する企業による補助総額）が給与支給総額の 1%以上である企業
添付書類：○○○○○○○○○

添付14 地域経済牽引事業計画の承認申請書および承認通知書の写し

実施計画書「1-1. 申請総括表」の地域経済牽引事業計画の承認事業に「該当」とした場合は、各地方公共団体から承認を受けた事業の承認申請書および承認通知書の写しを提出してください。

様式第1 (第1条第1項関係)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

平成30年XX月XX日

〇〇県知事 〇〇〇〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市・・・
名 称 〇〇工業株式会社
代表者の氏名 環境 太郎 

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、下記の計画について承認を受けたいので申請します。

地域経済牽引事業計画

I 必須記載事項

第XX号
平成30年X月XX日

〇〇工業株式会社
代表取締役 環境太郎 殿

〇〇県知事 〇〇〇〇



地域経済牽引事業計画の承認について(通知)

平成30年3月XX日付けを持って申請のあった下記の地域経済牽引事業計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基礎強化に関する法律第13条4項の規定に基づき承認する。

記

- 地域経済牽引事業を行なうに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略
.....
- 地域経済牽引事業として行う事業の内容
.....

仮に本補助金の申請までに承認通知書が間に合わない場合には、承認申請書（案分でも可）の写しを提出し、承認通知書が交付され次第、速やかにS I Iへ提出してください。

添付15 補助事業の実施体制

指定様式に記入する

該当する場合に作成する。役割、役職、氏名がわかるように事業実施の体制を図に表してください。

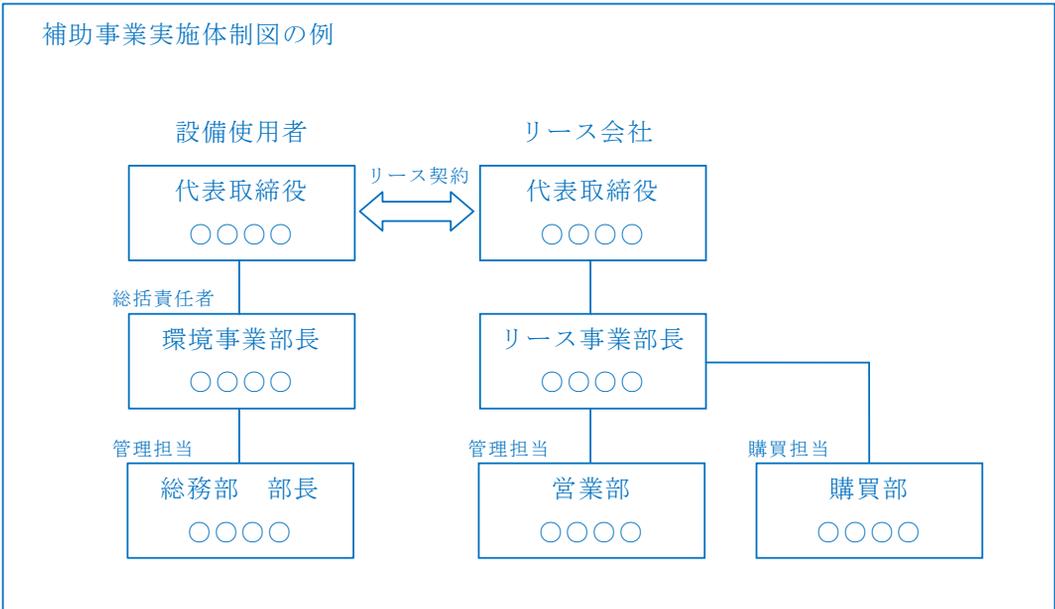
共同申請の場合は作成必要
該当しない場合は作成不要

添付 15

補助事業の実施体制

■実施体制図

組織図等で事業者内の**本事業**の実施体制を示すこと。
特に共同申請の場合、各社の役割分担を明確にすること。



■ESCO・リースの内容 (ESCO・リースの場合は下記数値を必ず記載すること)

① ESCO の場合

- ・ ESCO 契約で保証する省エネルギー量 kl
- ・ 申請省エネルギー効果に対する上記保証量の割合 %
- ・ ESCO 契約期間 年

② リースの場合

- ・ リース契約期間 180 ヶ月

添付16 エネルギー管理支援サービス契約書案

添付16 エネルギー管理支援サービス契約書案については、「交付申請の手引き 第2巻」の該当ページを参照ください。

添付17 対象設備に関するリース契約書（案） 添付18 対象設備に関するリース料計算書

リース契約書（案）と料金計算書を添付してください。

- ・リースを利用する場合は、設備使用者とリース会社等との共同申請とし、原則、リース会社は1申請について1社とします。
- ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
- ・同一事業において、自己購入とリースの併用はできません。

添付19 E S C O契約書（案） 添付20 E S C O料金計算書

E S C O契約書（案）と料金計算書を添付してください。

- ・E S C O事業を利用する場合は、設備使用者との共同申請とし、E S C O事業者は1申請について1社とします。
- ・シェアード・セイビングス契約に限ります。
- ・省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とします。
- ・E S C O料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、E S C O料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。

添付21 商業用ビル等の場合の証憑

- ・店子が設備を使用する場合は、店子との契約書等の写しを提出してください。
- ・申請者が店子（A）であり、そのエネルギー管理単位の下に他のエネルギー使用者（B、C…）を含む場合は、店子（A）と他のエネルギー使用者（B、C…）との契約書等の写し及び建築物の所有者の承諾書を提出してください。

添付22 設備設置承諾書

指定様式に記入する

導入設備を設置する建物、土地の所有者が申請者以外の場合は、その建物、土地の所有者の住所、名称、代表者名を記入し押印を得る。2ページ目は申請に合わせて記入してください。

申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合に作成必要。該当しない場合は作成不要

添付 22

設備設置承諾書

承諾した年月日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

承諾書は代表者または賃貸契約の契約権限者のものとする

住 所 東京都港区〇〇一丁目1番1号
 名 称 □□産業株式会社
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

承諾者にあわせて適宜
 選択すること

当社（私）は、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）交付規程第7条、第22条および第23条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

注意) ここで改ページする！

指定様式に記入する

2 ページ目

記

1. 建物の所在地および名称

住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

名称：○○○○○○

2. 設備の設置者

住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

名称：○○工業株式会社

3. 補助事業の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○省エネルギー事業

4. 設置される設備の概要

設備の仕様、台数等の概要を記入する。

5. 処分制限を受ける期間（設備の処分制限期間を記載する）

○○年

※ 申請者及び承諾者が本紙のコピーを保管すること。

添付23 事業実施に関連する事項

指定様式に記入する

実施計画書「1-1-3. 事業実施に関連する事項」のいずれかで「有り」とした場合、その詳細を記入してください。

「実施計画書1-1-3」で当てはまる場合に作成必要。該当しない場合は作成不要

添付23

事業実施に関連する事項

(1) 他の補助金との関係

※当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。
 ※記載する補助金の内容については、国や民間・団体などに関わらず、具体的に交付元・工事内容・金額などを記載すること。（申請中でも必ず記載すること）

(2) 過去の補助金との関係

今回の工事が影響する範囲に、過去に国からの補助金（負担金、利子補給並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の交付を受けている場合には、当該事業との関係を記述すること。

※補助事業名、交付時期、対象範囲を記載のこと。

※必要であれば、別紙を添付すること。

(3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

①本事業：事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その所得状況及び見通しを記載のこと。

②申請者：申請者が国、自治体からすでに受けている許認可について全て記載のこと。

(4) その他事実上問題となる事項

※事実上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

添付24 代替燃料確保の確証

代替燃料（廃タイヤ、木質ペレット、木質チップ、RDF、バイオマス、廃材等）を使用する場合は処分制限期間、燃料を確保できることが証明できる資料を添付してください。

添付25 トップランナー機器の見積依頼仕様書（案）

実施計画書「1-1. 申請総括表」のトップランナー機器導入予定で「該当」とした場合は、見積依頼仕様書案を添付（トップランナー機器導入を依頼する内容となっていること）してください。

本仕様書には、トップランナー機器のみを記入してください

トップランナー機器 見積依頼仕様書（案）

補助事業名 : 高効率空調機導入による省エネルギー事業

件名 : 電気式パッケージエアコンの導入

以下仕様要件を満たす、見積りをお願いいたします。
必ず、トップランナー基準を満たす機器をご提案ください。

平成 30年 ○○月 ○○日

法人名 : 株式会社○○リース

代表者等名 : ○○ ○○

印

納期 : 平成○年○月○日

支払条件 : 検収翌月末までに現金払い

No.	主要設備等の名称	要求仕様	数量
1	電気式パッケージエアコン	4方向カセット形 形式40W、APF6.0以上	20 台
2	電気式パッケージエアコン	4方向カセット形以外 形式80W、APF4.8以上	20 台
3			台

添付26 トップランナー機器の確証

実施計画書「1-1. 申請総括表」のトップランナー機器導入予定で「該当」とした場合は証明できるエビデンス（表示ラベル記載カタログ、基準値記載カタログなど）を添付してください。

添付27 年度またぎ事業となる理由及びその確証

法令等の規定により、2月～4月に法定点検を行うことが指定されている場合など、年度またぎでしか事業が実施できない理由を具体的に特定の上、記載してください。

単に2年ごとに法定点検を行うこと等の規定があるのみで、それ以上の補助事業者の事業実施時期を限定する事業が存在しない場合は、外的要因としては認められません。（時期をずらす場合の経済的要因は考慮しない。）

【外的要因の例】

- ① 法令等の規定により、点検の期間が2～4月に定められており、この時期にしか省エネ投資が不可能な場合。
- ② 法令等の規定により点検が定められているが、具体的な時期については法令等に定められていない場合であっても、それに基づいた定期修理計画が、コンビナート内の関連する事業者等との計画に基づくものであるため、補助事業者都合のみでは時期を変更することができない場合。
- ③ 部品や中間製品について取引先との調達契約等が締結されており、2～4月の時期に設備更新等を実施することにしなければ、取引先に損害を与えるおそれがある場合。

添付28 原単位改善計画

原単位改善の計画を記載してください。

※事業後の年度毎の計画生産量や計画使用エネルギー量などを図等を用いて記載すること。

※原単位改善での申請の場合は、必ずS I Iまで問い合わせください。

第4章

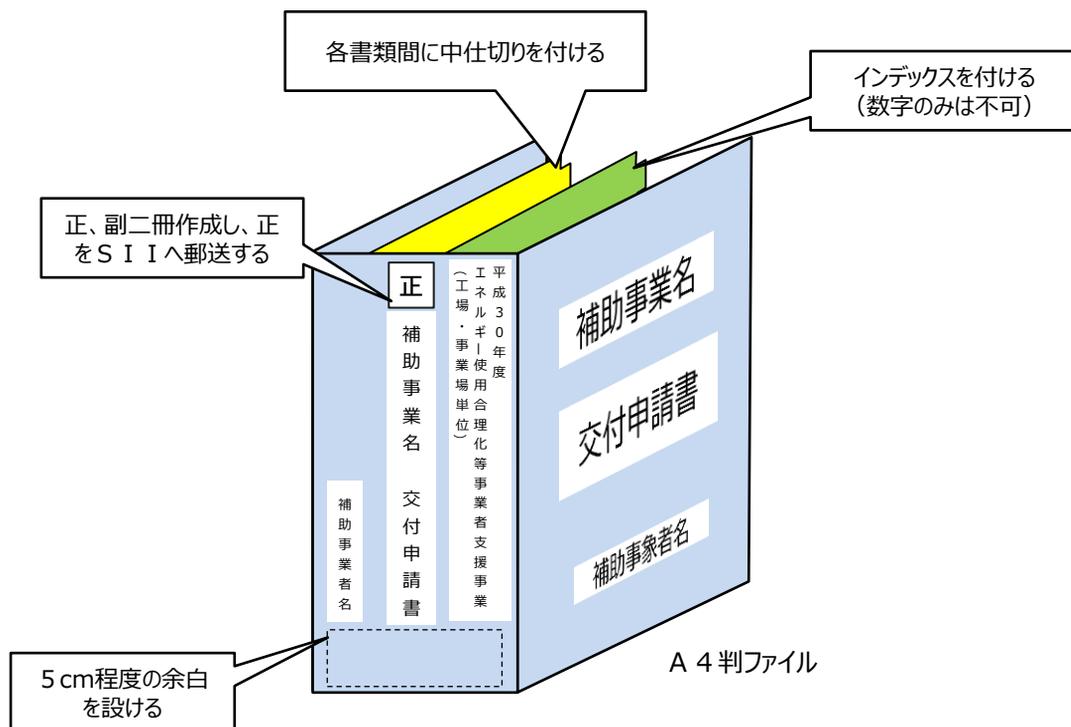
交付申請書類の提出について

申請書類のファイリング

■申請書類のファイリング

補助事業ポータルで事業内容の各項目の入力を完了し申請書類を印刷してください。
申請書類はA4判ファイル綴じとし、表紙及び背表紙に事業名及び事業者名を記載してください。
また、申請書類は返却しないため、補助事業者は**必ず提出書類全ての写しを「副」として1部保管**し、S I Iからの問い合わせ等に対応できるようにしてください。

＜ファイルの作成イメージ＞



＜ファイル作成時の注意事項＞

- ・ 該当書類はA4ファイル（2穴、ハードタイプ）綴じとし、表紙及び背表紙に事業名及び事業者名を記載すること。
- ・ ファイルは、中身の書類に応じた厚さであること。
- ・ 全ての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。（クリアフォルダには入れない。）書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。
- ・ 袋とはじは不可。
- ・ 別添資料以外の書類はホッチキス止め不可。
- ・ 各書類の最初には、「提出書類一覧（32～34ページ）」に示す提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること。（書類自体にはインデックスを付けない。）
- ・ 提出書類は、全てコピーして保管しておくこと。

申請書類の提出

■書類郵送先

※下記の宛名をカラーコピーし、宛先として使用することも可能です。

※宛名には、必ず赤字で「エネルギー使用合理化等事業者支援事業 I .工場・事業場単位」交付申請書在中と記入してください。

※申請書類は、配送事故に備え、自ら配送状況が確認できる手段で郵送してください。（持込不可）

〒115-8691
赤羽郵便局私書箱 42号

一般社団法人環境共創イニシアチブ
審査第一グループ

「エネルギー使用合理化等事業者支援事業 I .工場・事業場単位」
交付申請書在中

■送付期間

平成30年5月28日（月）～平成30年7月3日（火）17時必着

- ・受付は、平成30年7月3日の17時までに私書箱に到着したものに限り、（消印日ではありません）
- ・完成した交付申請書は必ず郵送し、S I I への直接持ち込みはしないでください。

以上で、交付申請書の作成・提出手順の説明は終了です。



不備があった場合は、S I I より連絡いたします。

S I I より連絡があった場合は、書類の写しを用意し、速やかに対応いただくようお願いします。

第5章

その他の事項について

交付決定前に設備を事前撤去する場合の着工前写真

※撤去工事以外の着工は、交付決定日以降に実施すること。

※交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合、置き換える設備が示せる写真及び図面を準備しておく必要があります。

※写真には、公募開始前の撤去ではないことの証明として、補助事業ポータルに申請内容を入力した際の「申請書番号」をA3用紙等に印刷して撤去設備を写し込んでください。

着工前写真撮影にあたっての注意事項

- ①申請書番号（GE-●●●）をA3用紙等に印刷したものを、設置予定場所と共に撮影すること。
- ②設置予定場所の位置を判別するための目印となるような周囲の建築物、柱、設備（事業前後の比較にも使用できるように、工事で変化しないものが望ましい）を1枚の写真の中に写しこむこと。
- ③写真に写した撤去設備と旧設備図面の整合を取ること。
 - ・まとめ方例を参照
 - ・旧設備図面の全体像（複数枚可）が分かるように撮影されていること。
 - ・階ごと、部屋ごと、設置場所ごと等に撮影されていること。
 - ・どこから撮影したかが図面内で示されていること。
- ④製造番号等の銘板のあるものは、銘板単体でも撮影すること。
 - ・銘板写真には申請書番号を映しこむ必要はない。
- ⑤（工事後は撮影できなくなるため）必要な写真の撮り残しをしないこと。

○撮影した写真のまとめ方

撮影した写真は、まとめ方例を参考に旧設備図面（撮影位置・方向を記載し、撮影したものが特定できるよう番号等を付与）と共に、A4ファイルに綴じてください。

※印刷または貼り付けた写真および説明文が綴じ代にかかり見えなくならないようご注意ください。

まとめたA4ファイルは、交付決定後、S I I に提出していただくこととなります。

○申請書番号について

「申請書番号」とは、補助事業ポータルに申請内容を入力した際、「一時保存」もしくは「確認」を行うと申請内容の最上段に表示される「GE-」から始まる英数字です。

着工前写真のまとめ方例

A 4用紙 1枚当たり写真2～4枚を印刷または貼り付けし、**写真横に撮影した写真の説明文を付ける。**

撮影したものが特定できるように旧設備図面（平面図など）も番号、記号などを付与し添付する。

設置場所の目印となるものを入れる

設備予定場所・機器名を油性ペンなどで示す（PCでも編集可）

写真①

空調室内機・配管

申請書番号

写真①

- ・空調室内機 No.1
- ・設置予定位置
- ・撤去予定既設空調機
- ・図面番号 123-456

申請書番号をA 3用紙等に印刷し、設置予定場所と共に撮影すること
(PC編集による番号の記載は認めない)

撤去対象の旧設備も撮影
(設置予定場所を含む)

写真②

空調室内機・配管

申請書番号

写真②

- ・空調室内機 No.2
- ・設置予定位置
- ・撤去予定既設空調機
- ・図面番号 123-456

※銘版写真のイメージです
※鮮明に撮影すること

○○○ユニット		○○○株式会社	
機種	ABC-12345	製造番号	あいうえお
電源	単相 200V 50/60Hz		
室内運転電流	A	C 0.0/0.0 H 0.0/0.0	
出力	ファン	kW	0.000
設計圧力	Mpa	0.0	
機密試験圧力	Mpa	H 0.0 - L 0.0	
製品質量	Kg	80	

参考：旧設備図面

撮影した設備の写真と図面を一致させること

※図面はイメージです

90

複数年度事業の留意点

複数年度事業の場合、事業計画書（事業全体の計画書）と実施計画書（今年度の計画書）を提出する必要があります。

○補助対象経費、補助金について

- ・「事業計画書」は初年度から最終年度までの金額を記載すること。
- ・「実施計画書」は提出年度のみ金額を抜粋して記載すること。

○工事範囲等について

- ・「事業計画書」、「実施計画書」共に、実施年度別の事業範囲を明確にするため、初年度から最終年度までの年度ごとの工事範囲が分かるように記載すること。
※「1-5-5-6 新設備の配置図」、「1-6-5-7 旧設備の撤去範囲」

⇒実施計画書「既存設備と導入設備の比較表」と「導入前後の比較図」は、「事業計画書」と「実施計画書」で同じ内容を記載すること。

○省エネルギー計算について

- ・「事業計画書」、「実施計画書」共に、同じ省エネルギー計算を記載すること。

⇒区分（ア）の場合、実施計画書「2-2-1」から「2-2-4」まで

⇒区分（イ）の場合、実施計画書「3-2-1」から「3-2-4」まで

⇒区分（ウ）の場合、実施計画書「4-2-1」から「4-2-4」まで

○支払について

- ・支払対象は、設計、設備、工事等の各費目毎に、その支払いに応じた成果品があること。
- ・各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間は、事業に着手することができません。

工場・事業場間一体省エネルギー事業の留意点

（1）同一事業者間で実施する場合

隣接又は遠隔を問わず、実施する全ての工場・事業場を対象とする。

（2）複数事業者間で実施する場合

原則、隣接する工場・事業場を対象とする。

ただし、隣接していない工場・事業場間であっても、本事業実施前から配管等により直接エネルギーや生産品等の融通を行っていた場合、又は一体的にエネルギー管理を行うために、異なる事業者の複数工場が操業している一定の区画内等に、新たにエネルギーサービスを提供する場合は対象とする。

※ 設備所有者・設備使用者にかかわらず、当該事業に関係する全ての事業者による共同申請とする。設備所有者ごとの持分比率を明記すること。

※ 申請者の中から事業全体の管理者を選定し、事業全体の手続きを取りまとめること。

※ 補助事業で導入した設備の処分制限期間内に、申請者のうちいずれか一者でも補助対象設備を処分する場合は、原則、事業全体の財産処分となるので注意すること。

（1）および（2）共通要件・事項

① 複数の工場・事業場を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、申請可能要件を満たすこと。

また、工場・事業場ごとの原油換算表、及び複数の工場・事業場を合算した原油換算表を事業の実施前後それぞれで作成・提出すること。

② エネマネ事業者を活用する場合は、一体とした複数工場・事業場全てに対して、エネマネ事業者との間に3年間以上のエネルギー管理支援サービス契約を締結すること。

見積書参考資料 ① – 見積依頼書 –

事例

見積依頼書番号：〇〇〇〇〇
平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇 〇〇殿

公募開始日より前の見積依頼は不可

◆◆◆◆株式会社 (印)
〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

見積依頼書

下記の通りお見積をお願いいたします。

領収書等までこの件名で統一すること

工事件名 : ガスタービン設置工事
 仕様書は別添参照

納期 : 平成〇〇年〇月〇〇日

御支払条件 : 〇〇までに現金払い

見積有効期限 : 見積後〇〇日

お見積書を平成〇年〇月〇日までにご送付くださいますよう宜しくお願いいたします。

◆見積依頼書の中に必ず次の5点を記載してください。

①工事件名②納期(年月日) ③支払条件：現金払い※原則、この通りに記載してください④見積有効期限⑤見積提出期限

◆見積依頼書には、必要に応じ仕様書、図面、見積要領等を添付し、添付書類の全てを確定検査資料にファイリングしてください。

◆現地説明会等を行った場合には、その際配布した資料、口頭説明の内容を記載した議事録等もファイリングしてください。

◆複数のメーカーが提供している機能が確認してください。

※支払時の振込手数料は事業者負担です

※原則、納期については初旬、中旬などと表記せず日付を明記すること

見積書参考資料 ② - 見積書 -

御見積書				
◆◆◆◆株式会社 御中			見積り番号：14-2320	
(工事件名) ガスタービン設置工事			平成 年 月 日	
			〇〇株式会社 営業部〇〇課 印	
御見積金額(税抜)	¥317,000,000			
消費税	¥25,360,000			
御見積金額合計	¥342,360,000			
納期	：平成〇〇年〇月〇〇日			
受渡条件	：据付調整渡し			
御支払条件	：〇〇までに現金払い			
見積有効期限	：見積後〇〇日			
	数量	単位	単価	金額
I 補助対象内				
1. 設計費				
(1)基本システム設計費	64	人日	80,000	5,120,000
(2)配置設計費	56	人日	80,000	4,480,000
(3)諸経費	1	式		100,000
(4)出精値引				-200,000
(小計) ①				9,500,000
2. 設備費				
(1)ガスタービンユニット	1	式		208,000,000
(2)ガス圧縮機	1	式		22,000,000
(3)ガスタービン発電盤	1	式		32,000,000
(4)諸経費	1	式		7,200,000
(5)出精値引				-5,800,000
(小計) ②				263,400,000
3. 工事費				
(1)据付工事費	1	式		3,000,000
(2)配管工事費	48	人日	60,000	2,880,000
(3)配管資材費	1	式		3,500,000
(4)電気・計装工事費	1	式		14,400,000
(5)試運転調整費	1	式		4,600,000
(6)諸経費	1	式		9,200,000
(7)出精値引				-850,000
(小計) ③				36,730,000
合計 (①+②+③)				309,630,000
II 補助対象外				
1. 設計費				0
2. 設備費				0
3. 工事費				
(1)撤去工事費	1	式		7,500,000
(2)出精値引				-130,000
合計				7,370,000
総計				317,000,000

※詳細は添付見積仕様書の通り

◆ 依頼時の指定が守られているか確認してください。

・見積提出期限が守られており、次の4点の記載があるか、間違いはないか確認してください

①工事件名②納期(年月日)③支払条件：現金払い④見積有効期限

※要求した納期を満たしており、見積有効期限内に発注を実行可能か等も確認

・諸経費、出精値引がある場合、各費用項目に配分されているか

・補助対象内、補助対象外を区分しているか

・それぞれを設計費、設備費、工事費に区分しているか(区分毎に小計までを記載することが望ましい)及び、複数年度・年度またぎ事業においては年度毎の工事内容を区分しているか

◆ 実績報告書全般の様式の作成負担を軽減するために、上記の記載方法(特に内訳)を採用するよう業者に依頼してください。

◆ 撤去工事及び設置工事に共通する足場等の費用は、補助対象外及び補助対象内に分けた見積書を作成してください。

見積仕様書

- ◆ 3者以上から入手した見積書、見積仕様書について記載内容に差がないか確認してください。
- ◆ 差がある場合は、揃うまで再見積りを行ってください。
- ◆ 見積依頼先の見積り辞退等があった場合、もしくは見積依頼仕様を満たしていない場合等、他の会社で見積りを行い、原則3者以上の見積書を揃えてください。
- ◆ 照明、空調等についてはカタログを代用できます。

《仕様書（見積書）確認時の注意事項》

- ・ 見積依頼先が選定した機器のメーカー、型番が明記されているか
- ・ 選定した機器の能力は仕様を満たしているか
- ・ 補助対象内の機器は必要最小限か（将来用設備、予備機等含まれていないか）
- ・ 依頼に対し、必要な設備、材料、工数等が正確に計上されているか
- ・ 見積金額が妥当であるか
- ・ 使用条件、設置環境条件、技術的条件等から、選定された機器の仕様が妥当であるか
- ・ 納期、支払い条件等契約上必要な要件が明確にされているか
- ・ 複数のメーカーを取り扱う見積依頼先の場合、要件を満たす最も安価なメーカーで見積っているか
- ・ 見積仕様書は、選定した機器が兼用設備とならないことが確認できるものであるか
（不明な場合は、補助対象外となる場合がある）

見積書参考資料 ③ – 見積依頼先選定理由書 –

見積依頼先選定理由書

1. ○○株式会社

- ①業務内容
- ②技術力、保守体制、工事業認可
- ③対象設備に関する設置・販売実績
- ④その他

工事業認可等を取得している場合は工事業許可番号を記載すること

2. △△鉄工所

- ①業務内容
- ②技術力、保守体制、工事業認可
- ③対象設備に関する設置・販売実績
- ④その他

3. □□株式会社

- ①業務内容
- ②技術力、保守体制、工事業認可
- ③対象設備に関する設置・販売実績
- ④その他

- ◆見積依頼先として業務遂行能力があり、かつ競争関係にある会社を3者以上選ぶこと
 «以下のような見積依頼先の選定は避けること»
 - ・見積依頼先から直接または間接的に推薦・紹介のあった会社
 - ・見積依頼先同士が関連会社である場合、仕入れ先等である場合
 3者見積りにあたって、競争原理を損なう恐れのある行為があった場合は、新たな見積依頼先を選定しなすこと
- ◆選定した見積依頼先について、選定理由の詳細を記載すること
 （上記の例の様に、項目に分けて記載することが望ましい）
 - ・記載内容は、裏付けがある事実のみに限る（又聞き、見積依頼先のセールストークは不可）
- ◆②は本事業に対応する能力があることを示すこと
- ◆②③に係る裏付け資料を添付すること
 ※見積依頼先の会社案内を添付すること（自社で作成したパンフレット、ホームページ等）

見積書参考資料 ④ – 発注先選定理由書（仕様比較） –

最新の様式は採択者への事務取扱説明会資料で公開予定です。

発注先選定理由書(仕様比較)

全ての項目が3者とも仕様を満たしていること

工事件名：ガスタービン設置工事

	仕様					評価
	申請書	見積依頼仕様書	見積書			
			〇〇株式会社	△△鉄工所	□□株式会社	
1. A			主要設備メーカー名 主要設備型番	主要設備メーカー名 主要設備型番	主要設備メーカー名 主要設備型番	
(1) a	〇〇kW	◇◇ ~〇〇kW	△△kW	△△kW	△△kW	3者とも仕様を満たす
(2) b	〇〇MJ	〇〇MJ	〇〇MJ	〇〇MJ	〇〇MJ	3者とも仕様を満たす
(3) c						3者とも仕様を満たす
2. B	〇〇m ³ /h	3者とも仕様を満たす				
3. C	△〇〇℃	△〇〇℃	△〇〇℃	△〇〇℃	△〇〇℃	3者とも仕様を満たす
4. D	—	〇〇m	〇〇m	〇〇m	〇〇m	3者とも仕様を満たす
納期	—	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	3者とも仕様を満たす
支払い条件	—	検収翌月末までに 現金払	検収翌月末までに 現金払	検収翌月末までに 現金払	検収翌月末までに 現金払	3者とも仕様を満たす
その他						

3者とも実施計画書、見積依頼仕様書の仕様を満たしている。よって、金額により発注先を決める。

削除不可

- ・見積依頼仕様書の値と合致（一致）していること
- ・数値の場合は必要に応じて、特命発注等にならないように『以上』『以下』『範囲（a~b、±〇%）』などと表示する。また、機器の性能とその前提となる条件をわかりやすくすること
- ・3者共に同じメーカー・型番である場合は、別紙「経緯説明」（自由書式）を添付すること

仕様比較では、比較対象となる全ての見積依頼先の見積が依頼書の仕様を満たすことが必要となります。

- ◆省エネ実現に必須の項目はもれなく比較する⇔見積依頼仕様書段階から抜けなく記載しておくこと
- ◆各社の選定機器の仕様に極端な差がある場合は、理由を明確にし、必要に応じ再見積り等の是正措置を行うこと
- ◆区分（ウ）の発注については、2社分はblankとし1社分として作成すること
- ◆トップランナー機器がある場合は基準をみたしているか確認すること

見積書参考資料 ⑤ - 発注先選定理由書（見積価格比較） -

最新の様式は採択者への事務取扱説明会資料で公開予定です。

発注先選定理由書（見積価格比較）

工事件名：ガスタービン設置工事

	〇〇株式会社				△△鉄工所				□□株式会社				
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
補助対象	1. 設計費												
	(1)基本システム設計費	64	人日	80,000	5,120,000	70	人日	50,000	3,500,000	56	人日	50,000	2,800,000
	(2)配置設計費	56	人日	80,000	4,480,000	100	人日	20,000	2,000,000	60	人日	50,000	3,000,000
	(3)諸経費	1	式		100,000	1	式		200,000	1	式		150,000
	(4)出精値引				-200,000				-110,000				-160,000
	(小計)①				9,500,000				5,590,000				5,790,000
	2. 設備費												
	(1)ガスタービンユニット	1	式		208,000,000	1	式		228,000,000	1	式		256,000,000
	(2)ガス圧縮機	1	式		22,000,000	1	式		26,000,000	1	式		20,000,000
	(3)ガスタービン発電盤	1	式		32,000,000	1	式		40,000,000	1	式		35,000,000
	(4)諸経費	1	式		7,200,000	1	式		5,000,000	1	式		2,000,000
	(5)出精値引				-5,800,000				-4,600,000				-6,800,000
	(小計)②				263,400,000				294,400,000				306,200,000
	3. 工事費												
	(1)据付工事費	1	式		3,000,000	1	式		250,000	1	式		750,000
(2)配管工事費	48	人日	60,000	2,880,000	150	人日	40,000	6,000,000	55	人日	60,000	3,300,000	
(3)配管資材費	1	式		3,500,000	1	式		3,200,000	1	式		4,200,000	
(4)電気・計装工事費	1	式		14,400,000	1	式		16,000,000	1	式		20,000,000	
(5)試運転調整費	1	式		4,600,000	1	式		3,840,000	1	式		4,000,000	
(6)諸経費	1	式		9,200,000	1	式		15,000,000	1	式		11,000,000	
(7)出精値引				-850,000				-720,000				-960,000	
(小計)③				36,730,000				43,570,000				42,290,000	
合計(①+②+③)				309,630,000				343,560,000				354,280,000	
補助対象外	1. 設計費												
	(小計)①'				0				0				0
	2. 設備費												
	(小計)②'				0				0				0
	3. 工事費												
	(1)撤去工事費	1	式		7,500,000	1	式		5,000,000	1	式		6,000,000
	(2)出精値引				-130,000				-70,000				-80,000
(小計)③'				7,370,000				4,930,000				5,920,000	
合計(①'+②'+③')				7,370,000				4,930,000				5,920,000	
総計				317,000,000				348,490,000				360,200,000	

補助対象外費用は明確化する

補助対象経費が最も安価な〇〇株式会社を選定する。

諸経費、出精値引きは各費目ごとに分割、按分して記入する

削除（変更）不可

- ◆ 価格比較は、補助対象経費のみで行ってください。
 なお、確定検査において補助対象としての妥当性の評価を行い、下記の例の様に稼働までに必要不可欠、かつ最小限のコストとみなされない部分については原則、補助対象外となる
 - ・予備品、一般工具、官公庁届出費用、自社から調達した場合の利益相当分
 - ・常用でない予備設備、保守設備、将来の拡張用設備等（法律等の定めにより設置が義務付けられているものを除く）
 - ・本事業の専用でないもの
 - ・補助対象外となる部分を含む設備等で、除外すべき範囲または金額が明確にならない設備等全体
- ◆ 同一の区分で各社の見積りを比較する⇒依頼段階で記載すべき項目を明確化してください。
- ◆ 自社から調達した場合は、利益相当分を上記の補助対象経費の各費目から控除してください。
- ◆ 各社の見積り価格に極端な差がある場合は、理由を明確にし、仕様差があった場合等は必要に応じ再見積り等の是正措置を行ってください。
- ◆ 区分（ウ）の発注については、2社分はブランクとし1社分として作成してください。

見積書参考資料 ⑤ – 利益等排除について –

自社製品を調達した場合は、利益排除の対象となります。

※詳細の内容について、公募要領 15 ページを参照してください。

以下は、公募要領の抜粋です。

➤ 自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上する。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

総合医療施設△△△△△

性能検証報告書〔調査フェーズ〕

2018年5月

発注者 : ○○○○○会

コミッション事業者 : (株) □□□□□

【目次】

1	現在の建物仕様・設備仕様	1
1.1	建物仕様	1
1.2	設備仕様	1
2	現在の運用状況	1
3	現地調査結果	2
4	対策実施提案	6

1. 現在の建物仕様・設備仕様

1. 1 建物仕様

- ① 建物名称 : 総合医療施設△△△△△
- ② 発注者 : ○○○○○会
- ③ 建設地 : ○○県 ○○市 ○○番地 ○丁目 ○番
- ④ 建物用途 : 総合医療施設
- ⑤ 敷地面積 : 100,000 m²
- ⑥ 延床面積 : 50,000 m²
- ⑦ 階数 : 地下1階、地上5階

2. 2 設備仕様

コミッションングの対象とする空調設備の仕様を以下に記載する。

(1) 熱源設備

- ・電力・都市ガス熱源＋地冷併用による中央熱源方式
- ・熱源機器構成

ガス焚吸収冷温水機 400USRT × 2基
ターボ冷凍機 400USRT × 1基
空気熱源ヒートポンプ 300USRT × 1基

- ・熱搬送方式 二次ポンプ方式

(2) 空調設備

個別熱源（空冷HPパッケージエアコン）、
空調機（外気処理用および空調用、4管式、一部変風量方式を採用）、
ファンコイル（4管式、ゾーン別2管式）

2. 現在の運用状況

「総合医療施設△△△△△」は、地域の中核的な総合医療施設としての機能を果たしている。環境性能と事業安定性を確保するための省エネルギーと災害時の医療拠点として対応可能なBCP対応は重要な課題であり、施設管理者を中心にその対応を図り、毎年1%以上の省エネルギーを実現している。

竣工後15年を経過しており、熱源機器等の更新を計画する時期になっている。

現在の運用状況を以下に記載する。

(1) 建物管理体制

- ・空調設備の運用管理は、ビル管理会社(株)▽▽◇◇社に委託されている。
- ・(株)▽▽◇◇社は、空調設備管理担当者4名で、3交代で24時間管理を実施している。
- ・BEMSが設置されており、室内の温湿度及び熱源設備等の時刻別運転データを管理している。

(2) 建物使用条件

建物の使用条件として、ゾーン別の室使用時間、温湿度設定値を表-1に記載する。

表-1 ゾーン 室使用条件

ゾーン名	使用時間			室内温湿度			備考
	平日	土曜日	休日	夏期	中間期	冬期	
外来系統	7:00-20:00	7:00-17:00	—	27℃・50%	25℃・50%	20℃・40%	
病棟系統	24時間	24時間	24時間	27℃・50%	25℃・50%	20℃・40%	
食堂系統	9:00-16:00	9:00-16:00	—	25℃・50%	25℃・50%	20℃・40%	

3. 現地調査結果

竣工後15年を経過したため、熱源機器を含めた更新の必要性及び更なる省エネルギーを実現する可能性を確認する目的で、現状の設備のエネルギー性能に関する調査を実施した。

(1) 現在のエネルギー消費量

過去3年間の年間一次エネルギー消費量を以下に記載する。

2015年 S1 (150,000 GJ/年)
 2016年 S2 (155,000 GJ/年)
 2017年 S3 (160,000 GJ/年) 3年間の平均 155,000 GJ/年

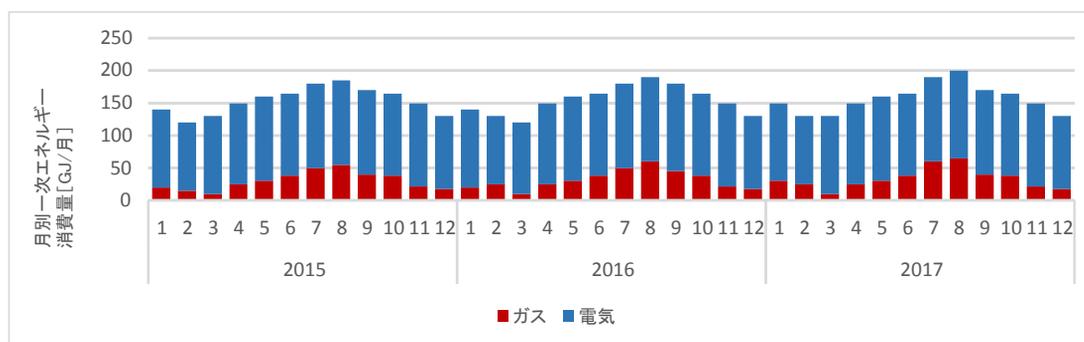


図-1 建物全体の月別一次エネルギー消費量の推移

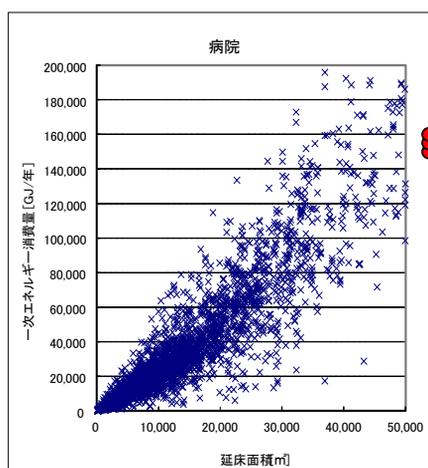


図-2 年間一次エネルギー消費量の比較

- ・年間一次エネルギー消費量は年々増加傾向にあり、月別に見ると8月での増加量が大きく、空調設備の性能を確認することが必要である。(図-1)
- ・日本サステナブル建築協会から公開されている DECC¹⁾ データの病院の調査結果と当該施設を比較した結果を図-2に示す。当該施設の年間一次エネルギー消費量は、他の病院と比較して標準的な値であることが確認された。

注1) 非住宅建築物の環境関連データベース
 DECC- Data-base for Energy Consumption of Commercial building

(2) 空調設備に関する現地調査結果

現地調査及びBEMSデータの分析を行った結果、空調設備に関して、以下の改善項目の必要性が明確となった。

① 熱源機器の機能劣化及び低負荷での運転時間が長い。

夏期の代表週における現在の熱源機器の負荷率と一次エネルギー効率の相関と頻度分布、および、外気温度と一次エネルギー効率の相関を図-3に示す。負荷率は50%以下の状態での運転頻度が大きく、低負荷域ほど一次エネルギー効率が低いことが確認された。

また、熱源機器は15年経過しており、一部の機器の能力低下が確認された。

以上により、最新のトップランナー機器への更新及び低負荷時に対応可能な小容量の冷凍機を設置することにより、省エネルギーが可能であると考えられる(図-4参照)。

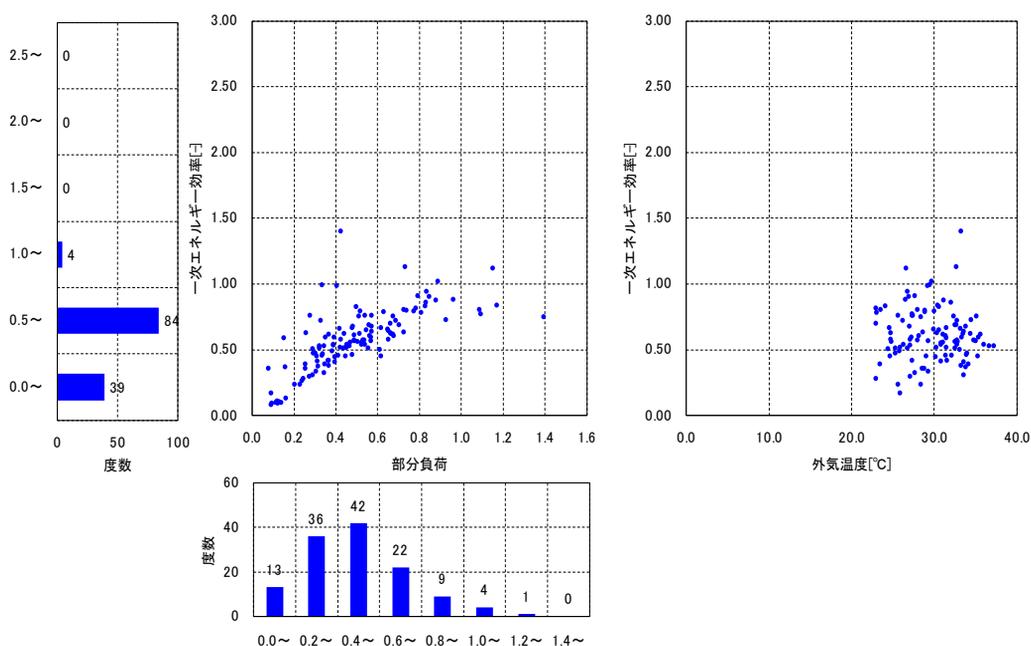


図-3 熱源機器の夏期代表週における負荷率とエネルギー効率の測定結果

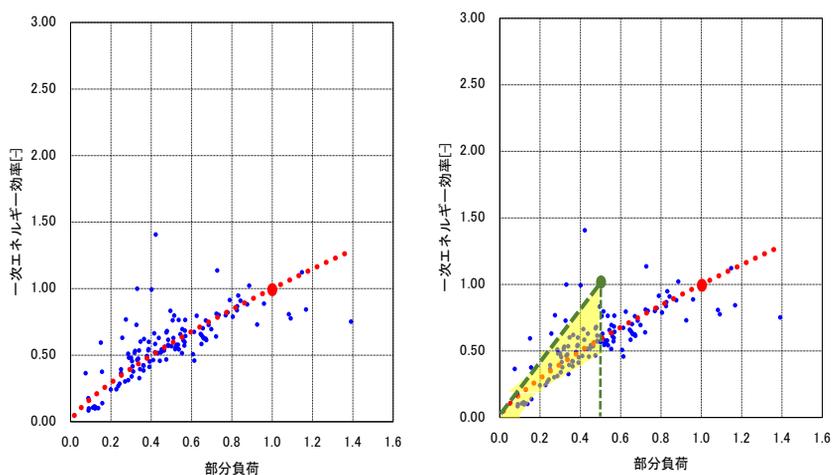


図-4 小負荷対応冷凍機の導入効果イメージ

② 空調ポンプの圧力設定値が高い。

二次側冷水流量と冷水二次ポンプの運転台数の年間降順図を図-5に示す。

二次側冷水流量に対して、運転台数は適正であると考えられる。

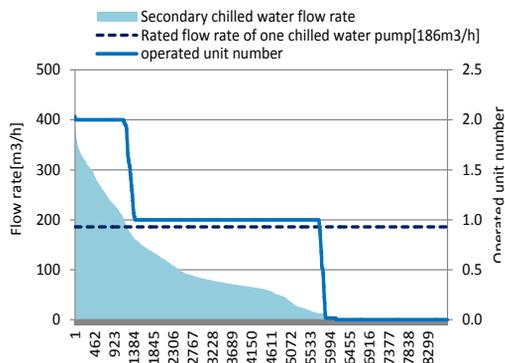


図-5 二次側冷水流量と
二次ポンプ運転台数の相関

冷水ポンプシステム廻りの運転データの各月の時刻別平均値として、一次側と二次側送水量、二次側送水温度差、二次側送水圧力を図-5～図7に示す。

二次側送水量は、11月、12月及び1月～4月は少なく、7月、8月の夏期が多い。また、11月は一次側流量と二次側流量の差異が大きい。

二次側送水温度差は、11月、12月及び1月～4月は小さく、7月、8月の夏期は大きい。

二次側送水圧力は、年間を通じて、0.3MPa～0.4MPaと変動幅は小さい。

圧力設定が高いため、部分負荷時に流量過多となり、ポンプ動力等に無駄が生じている可能性が高い。

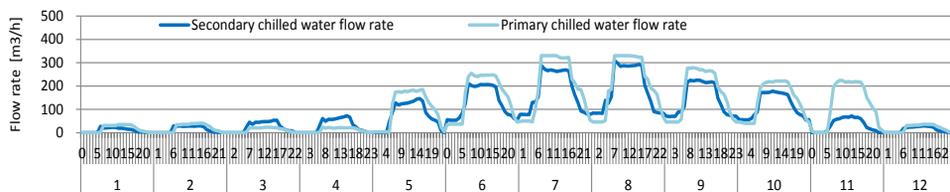


図-6 月別・時刻別平均冷水二次側・一次側流量

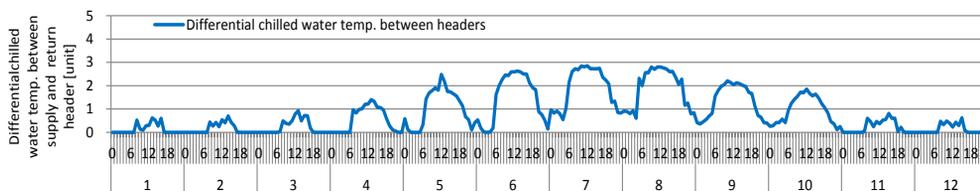


図-7 月別・時刻別平均冷水二次側往還温度差

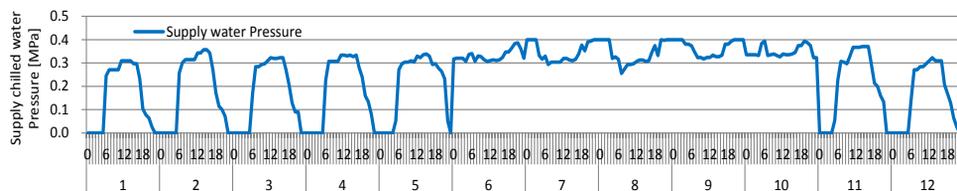


図-8 月別・時刻別平均冷水系統二次側送水圧力

③ 冬期に利用されていない冷却塔の活用余地がある。

コミッショニングに関する参考資料①－性能検証報告書【調査フェーズ】－

冬期は、ガス冷温水発生機は暖房運転となるため、冷却塔は未使用状態にある。対象建物の立地条件を勘案すると、中間期から冬期の外気温度が低いいため、冷却塔だけで低温の外気を利用して冷水を製造する、いわゆるフリークーリングに導入が可能である。

熱交換器と自動制御の追加と一部の配管設備の改修を行うことで、現在設置されている冷却塔を利用して対応を行うことが可能である。

④ 外調機の風量が過剰気味である。

現在の在室人員を考慮すると設計人員数よりも少ないため、外気導入量が過剰であることが確認された。外気量を必要な風量に低減することにより、外気を冷却あるいは加熱・加湿するエネルギーを低減することが可能である。外調機の風量調整を行うことで、室内環境を損なうことなく、省エネルギーが可能である。

⑤ 電気室の中間期・冬期の冷却方式の改善の余地がある。

現在の電気室の冷却は、パッケージ空調機で対応している。中間期から冬期の外気温度が低いことを勘案して、電気室の冷却を外気冷房と併用することが可能である。

⑥ 容量の大きい駐車場換気設備の運用改善の余地がある。

駐車場には、電気容量の大きな換気ファンがスケジュール発停されている。駐車場についてはCO濃度による換気ファンのインバーター制御により省エネルギーが可能である。

(3) 不具合・改善策一覧

(2) の調査結果を基に、不具合・改善策を整理した結果を表-1 に示す。

表-1

No	対策項目	不具合	改善策概要	備考
1	熱源設備の改善	機能劣化 低負荷対応	・機能劣化した冷凍機を高効率型機種に更新 ・低負荷対応の冷凍機新設	
2	ポンプ制御の改善	過流量 圧力損失改善	・冷水・温水ポンプのインバーター化 ・冷水・温水ポンプの圧力設定値の調整	
3	フリークーリング	再生可能エネルギー活用	・フリークーリングシステムを新設し、冬期の冷房負荷処理の省エネルギー化を図る。	
4	外調機の風量調整	無駄の解消	・在室人員の実態を加味して、外調機の風量を適正に低減する。	局所排気とのエアバランスに留意
5	電気室の冷却方式の変更	再生可能エネルギー利用	・中間期・冬期に外気冷房可能な制御を導入	
6	換気動力低減	無駄の解消	・駐車場換気ファンのCO濃度制御 ・同上のインバーター設置	

4. 対策実施提案

(1) 改善方策による省エネルギー効果の推定

・導入対象とする省エネルギー手法と各手法による効果の推定値を以下に示す。

① 熱源機器を高効率機器に更新	7.0%
② 空調ポンプのインバーター化	1.5%
③ フリークーリングシステムの導入	0.5%
④ 外調機の風量調整	5.2%
⑤ 電気室の冷却方式の変更	0.5%
⑥ 換気ファンのインバーター化	1.0%
単純合計	15.7%

・導入対象とする省エネルギー手法を全て採用した場合の効果の推定値は15%である。

・推定値の算定方法

ここでの算定方法はあくまでも一例である為、
対象の事業に即した方法で算定のこと

各手法の算定には、一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構から公開されている建物の年間エネルギー消費量計算用シミュレーションツール The BEST Program (BEST: Building Energy Simulation Tool) を用いている。

対象建物および熱源システムのモデル化においては、建物仕様、設備仕様及び運用条件に関するヒアリングを行い、現状の年間一次エネルギー消費量の実績値と BEST の計算結果が整合していることを確認している。

(2) 改善方策による費用対効果の推定

改善方策を実施するための費用と削減コスト及び単純焼却年数を表-2 に示す。

表-2 改善対策の概算費用と削減コスト

No.	改善対策	費用 (千円)	削減費 (千円)	単純償却年数 (年)
		①	②	① ÷ ②
1	熱源機器を高効率機器に更新	100,000	21,700	4.6
2	空調ポンプのインバーター化	12,000	4,650	2.6
3	フリークーリングシステムの導入	10,000	1,550	6.5
4	外調機の風量調整	8,000	16,120	0.5
5	電気室の冷却方式の変更	5,000	1,550	3.2
6	換気ファンのインバーター化	8,000	3,100	2.6

総合医療施設△△△△△ 省エネ改修工事

OPR

発注者要件書(Owner's Project Requirement)
[調査フェーズ]

2018年5月

発注者 : ○○○○○会

コミショニング事業者 : (株) □□□□□

【 目 次 】

0	本文書の位置づけ	1
1	企画概要	1
1.1	プロジェクトの背景.....	1
1.2	プロジェクト概要	2
	(1) 対象建物	2
	(2) 対象設備	2
2	コミッショニング適用の目的.....	2
3	建物の使用条件.....	3
4	目標とする性能と目標値及びその設定根拠.....	3
4.1	目標とする性能と目標値	3
4.2	目標値の設定根拠	3
5	予算要件	4

コミショニングに関する参考資料② – 発注者要件書[調査フェーズ] –

0. 本文書の位置づけ

- ① 本文書は、「総合医療施設△△△△△」の省エネ改修工事を対象とする。
- ② 本文書は、「総合医療施設△△△△△」が省エネ改修工事において、発注者の要求どおりに品質が実現することを意図して、コミショニングを適用する目的、対象とする目標性能、目標性能を設定した根拠を明確にしたものである。
- ③ 本文書を、コミショニング関係者（発注者、設計者、工事監理者、施工者、運転管理者）に対して示し、本文書の記載する要求性能の実現に向けて協力を求める。
- ④ コミショニングは、関係者の理解を得た上で、協調して展開することが重要である。状況によっては、本文書の記載内容の変更や具体化などの修正が必要になることが予想される。その際には関係者で合意形成の上、修正発行した日付を本文書の表紙に記載して管理を行う。

1. 企画概要

1. 1 プロジェクトの背景

「総合医療施設△△△△△」は、地域の中核的な総合医療施設としての機能を果たしている。環境性能と事業安定性を確保するための省エネルギーと災害時の医療拠点として対応可能なBCP対応は重要な課題であり、施設管理者を中心にその対応を図り、毎年1%以上の省エネルギーを実現している。

竣工後15年を経過したため、熱源機器を含めた更新の必要性及び更なる省エネルギーを実現する可能性を確認する目的で、コミショニング事業者に調査を依頼した。

その結果、空調設備に関して、以下の改善項目の必要性が明確となった。

① 熱源機器を高効率機器に更新

熱源機器は15年経過しており、一部の機器の能力低下が確認された。また、現在の機器容量の構成では、エネルギー効率が悪い低負荷の運転時間が長いことが確認された。最新のトッランナー機器への更新及び低負荷時に対応可能な小容量の冷凍機を設置することにより、省エネルギーが可能である。

② 空調ポンプのインバーター化

空調用二次ポンプは台数制御されているが、空調用一次ポンプ、二次ポンプ、冷却水ポンプにはインバーターが設置されていない。インバーターを設置してポンプ動力の軽減を図ることが可能である。なお、冷却水ポンプのインバーター制御は冷凍機の運転効率とトレードオフの関係となるため、全体的に省エネルギーとなる運転方法についてシミュレーションを用いて確認しておくことが必要である。

③ フリークーリングシステムの導入

対象建物の立地条件を勘案すると、中間期から冬期の外気温度が低いいため、冷却塔だけで低温の外気を利用して冷水を製造する、いわゆるフリークーリングに導入が可能であることが確認された。熱交換器と自動制御の追加と一部の配管設備の改修を行うことで、現在設置されている冷却塔を利用して対応を行うことが可能である。

コミショニングに関する参考資料② – 発注者要件書[調査フェーズ] –

④ 外調機の風量調整

現在の在室人員を考慮すると設計人員数よりも少ないため、外気導入量が過剰であることが確認された。外気量を必要な風量に低減することにより、外気を冷却あるいは加熱・加湿するエネルギーを低減することが可能である。外調機の風量調整を行うことで、室内環境を損なうことなく、省エネルギーが可能である。

⑤ 電気室の冷却方式の変更

現在の電気室の冷却は、パッケージ空調機で対応している。中間期から冬期の外気温度が低いことを勘案して、電気室の冷却を外気冷房と併用することが可能である。

⑥ 換気ファンのインバーター化

駐車場や熱源機械室には、電気容量の大きな換気ファンがスケジュール発停されている。駐車場についてはCO濃度による換気ファンのインバーター制御、熱源機械室については機械室内温度による換気ファンのインバーター制御により省エネルギーが可能である。

以上の手法について、費用対効果を分析した結果、予算内での対応が可能と判断されたため、省エネ改修工事を行うことを決定した。

1. 2 プロジェクト概要

(1) 対象建物

- | | | |
|--------|---|------------------------|
| ① 建物名称 | : | 総合医療施設△△△△△ |
| ② 発注者 | : | 〇〇〇〇〇会 |
| ③ 建設地 | : | 〇〇県 〇〇市 〇〇番地 〇丁目 〇番 |
| ④ 建物用途 | : | 総合医療施設 |
| ⑤ 敷地面積 | : | 100,000 m ² |
| ⑥ 延床面積 | : | 50,000 m ² |
| ⑦ 階数 | : | 地下1階、地上5階 |

(2) 対象設備

空調設備： 熱源システム（熱源機器、フリークーリング）
 ポンプシステム（外調機）
 空調システム（空調用一次、二次ポンプ、冷却水ポンプ）
 換気システム（熱源機械室、駐車場、電気室の換気設備）

2. コミショニング適用の目的

本省エネ改修工事において、発注者の要求する品質が確実に実現することを目的として、コミショニングを適用する。具体的には、当該建物の調査を行い、現状の問題点を把握した上で改修提案を行ったコミショニング事業者が、中立的な立場で発注者への助言や必要な確認を行い、工事完了時に機能性能試験を実施して、要求性能が確保されていることの検証を行う。

コミッショニングに関する参考資料② – 発注者要件書[調査フェーズ] –

3. 建物の使用条件

要求性能を定める上での前提とした建物の使用条件として、ゾーン別の室使用時間、温湿度設定値を表-1に記載する。

表-1 ゾーン別 室使用条件

ゾーン名	使用時間			室内温湿度			備考
	平日	土曜日	休日	夏期	中間期	冬期	
外来系統	7:00-20:00	7:00-17:00	—	27℃・50%	25℃・50%	20℃・40%	
病棟系統	24時間	24時間	24時間	27℃・50%	25℃・50%	20℃・40%	
食堂系統	9:00-16:00	9:00-16:00	—	25℃・50%	25℃・50%	20℃・40%	

4. 目標とする性能と目標値及びその設定根拠

4. 1 目標とする性能と目標値

- ・目標とする性能は建物全体の年間一次エネルギー消費量とする。
- ・目標値は、基準値に対する省エネ率 15%以上 とする。
- ・基準値は、過去3年間の年間一次エネルギー消費量に平均値とする。

過去1年目	S1	(150,000 GJ/年)	
過去2年目	S2	(155,000 GJ/年)	
過去3年目	S3	(160,000 GJ/年)	
基準値	AVERAGE (S1、S2、S3)	155,000 GJ/年	

- ・目標値

$$\text{基準値} \times (100 - \text{目標省エネ率 } 15\%) = 131,750 \text{ GJ/年以下}$$

4. 2 目標値の設定根拠

- ・導入対象とする省エネルギー手法と各手法による効果の推定値を以下に示す。

① 熱源機器を高効率機器に更新	7.0%
② 空調ポンプのインバーター化	1.5%
③ フリークーリングシステムの導入	0.5%
④ 外調機の風量調整	5.2%
⑤ 電気室の冷却方式の変更	0.5%
⑥ 換気ファンのインバーター化	1.0%
単純合計	15.7%

- ・導入対象とする省エネルギー手法を全て採用した場合の効果の推定値は15%である。

- ・推定値の算定方法

ここでの算定方法はあくまでも一例である為、対象の事業に即した方法で算定のこと

各手法の算定には、一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構から公開されている建物の年間エネルギー消費量計算用シミュレーションツール The BEST Program (BEST: Building

Energy Simulation Tool) を用いている。

対象建物および熱源システムのモデル化においては、建物仕様、設備仕様及び運用条件に関するヒアリングを行い、現状の年間一次エネルギー消費量の実績値と BEST の計算結果が整合していることを確認している。

5. 予算要件

省エネ改修工事は、以下を想定する。

- ・ 総合医療施設△△△△△ 省エネ改修工事 工事費予算 〇〇〇千円

総合医療施設△△△△△

性能検証計画書 [対策実施フェーズ]

2018年●月

発注者 : ○○○○○会

コミショニング事業者 : (株) □□□□□

【目次】

0	本文書の位置づけ	1
1	対策実施工事の概要.....	1
1.1	対象建物の概要.....	1
1.2	対策実施工事の概要.....	1
2	コミッショニングの目的と目標	1
2.1	コミッショニングの目的	1
2.2	コミッショニングの対象とする特定性能と実現目標	1
3	コミッショニングの体制	2
4	コミッショニング事業者の業務内容	3
5	レビュー対象文書	5
6	役割分担	6
7	スケジュール	6

0. 本文書の位置づけ

- ・ コミショニングを展開する上でのルール、手順、レビュー対象とする文書を示したものの。
- ・ コミショニング事業者（株式会社〇〇〇〇）は、本文書に沿ってコミショニングを行う。
- ・ 改善対策フェーズにおける関係者（建築主、設計者、施工者、運転・管理者）は、本文書に記載している要求事項に従って必要な対応を行う。
- ・ 本文書の記載内容を変更する場合には、関係者間で協議の上、対応を決定する。
- ・ コミショニング業務に関連する調整事項が発生した場合には、関係者間で協議を行い、対応を決定する。
- ・ コミショニングに関する情報伝達は、全て発注者を介して行うことを原則とする。

1. 対策実施工事の概要

1. 1 対象建物の概要

- | | | |
|--------|---|------------------------|
| ① 建物名称 | : | 総合医療施設△△△△△ |
| ② 発注者 | : | 〇〇〇〇〇〇会 |
| ③ 建設地 | : | 〇〇県 〇〇市 〇〇番地 〇丁目 〇番 |
| ④ 建物用途 | : | 総合医療施設 |
| ⑤ 敷地面積 | : | 100,000 m ² |
| ⑥ 延床面積 | : | 50,000 m ² |
| ⑦ 階数 | : | 地下1階、地上5階 |

1. 2 対策実施工事の概要

- ① 熱源機器を高効率機器に更新
- ② 空調ポンプのインバーター化
- ③ フリークーリングシステムの導入
- ④ 外調機の風量調整
- ⑤ 電気室の冷却方式の変更
- ⑥ 換気ファンのインバーター化

2. コミショニングの目的と目標

2. 1 コミショニングの目的

- ・ OPR（Owner's Project Requirement）に適合省エネルギー性能の実現性を確認する。
- ・ 上記に関連する施工が適切に実施され、かつ、内容が妥当であることを確認する。
- ・ 上記に係る文章が適切に準備され、その内容が妥当であることを確認する。
- ・ 改善対策が完了後、1年間の実現状態を、機能性能試験を介して確認する。

2. 2 コミショニングの対象とする特定性能と実現目標

(1) 特定性能

- ・ 対象建物の年間一次エネルギー消費量

(2) 実現目標

- ・ 建物全体として、現状の年間一次エネルギー消費量より、15 %以上 低減する。

3. コミッショニングの体制

各主体の役割と責務は、以下とする。

a.発注者

- ・ コミッショニング事業者のレビューに必要な文書をコミッショニング事業者に提供する。
- ・ コミッショニング事業者のレビュー結果を設計者、施工者、運転・管理者に伝達する。
- ・ コミッショニングに関連する情報を確認し、承諾を行う。

b.設計者

- ・ コミッショニングに関連する施工内容において、設計に関連する確認事項が発生した場合に、コミッショニング事業者の求めに応じて必要な情報提供を行う。

c.施工者

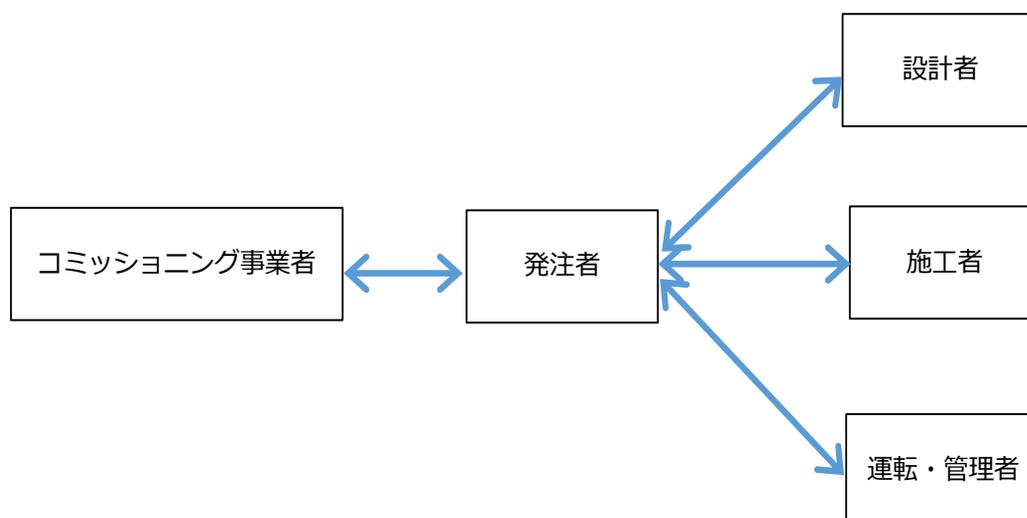
- ・ OPR の内容が反映されている設計図書に基づいて、施工を行う。
- ・ コミッショニング事業者が求める資料を作成し、提出する。
- ・ コミッショニング事業者のレビュー結果を確認し、施工に反映する。

d.運転・管理者

- ・ コミッショニング事業者のレビューに必要な運転データを提供する。
- ・ コミッショニング事業者の助言を得て、改善されたシステムの運転管理方法を把握する。

e.コミッショニング事業者

- ・ 関係者（発注者、設計者、施工者、運転・管理者）が、本文書で求められている役割と責務を果たし、発注者の要求性能を実現していることをレビューし、発注者への助言を行う。



注) 発注者の了解が得られた場合は、関係者間で直接情報交換を行い、経過を発注者に報告

4. コミショニング事業者の業務内容

1) 改善対策実施フェーズにおけるエネルギー性能のコミショニングプロセスの伝達

①提出文書：性能検証計画書（対策実施フェーズ）

②作成者：コミショニング事業者

③業務内容

改善対策実施フェーズにおいて、エネルギー性能に関するコミショニングを展開する上でのルールや手順を明確にし、関係者の共通認識を得ることを目的として、性能検証計画書を作成する。

2) エネルギー性能に係る施工図書の確認

①レビュー対象文書：コミショニング計画書で指定した施工図書

②作成担当：施工者

③業務内容

改善対策の施工内容について、OPRの記載性能の実現可能性の視点からレビューを行う。

施工者は、コミショニング事業者がレビューで指摘した事項に対する対応結果を、書面で提出する。

3) 試運転調整の確認

①レビュー対象文書：試運転調整計画書、試運転調整結果報告書

②作成担当：施工者

③業務内容

設備システムが期待性能を発揮するためには、適切に試運転調整が実施されていることが重要である。コミショニング事業者は、施工者が作成する試運転調整計画書を確認し、適切な試運転調整が実施される状態にあることをレビューする。また、施工者が作成する試運転調整結果報告書を確認し、適切な状態に調整されていることをレビューする。季節あるいは運用状況などに関連して施工段階に試運転調整が完了しない事項については、調整項目を含む課題を明確にし、文書にて関係者に通知を行う。

4) 機能性能試験の準備

①レビュー対象文書：機能性能試験要領書、機能性能試験事前チェックリスト

②作成担当：施工者

③業務内容

機能性能試験を行う前に、対象とする設備システムが、機能性能試験が行える状態にあることを確認することが重要である。十分に調整されないまま機能性能試験を実施すると再試験などの二度手間が発生するリスクが高くなる。コミショニング事業者が提示した機能性能試験計画書に基づいて、具体的な試験方法をまとめた機能性能試験要領書、および、試運転調整が充分に行われ、計測データが適正な値であることを確認した機能性能試験事前チェックリストを施工者に作成させ、内容のレビューを実施する。

5) 機能性能試験の実施

①提出文書：機能性能試験計画書、機能性能試験結果報告書

②作成担当：コミッショニング事業者

③業務内容

設備システムが期待性能を発揮し、目標性能を満足していることを確認するために、機能性能試験を実施する。機能性能試験の対象期間は、改善対策実施後の1年間を含めることとする。コミッショニング事業者は、試験計画書を作成して改善対策を工事した施工者に提示する。施工者は、計画書を基に試験方法を具体化した機能性能試験要領書を作成し、コミッショニング事業者のレビューを受ける。機能性能試験は、コミッショニング事業者の指揮の下に、施工者が実施する。コミッショニング事業者は、機能性能試験の結果を報告書としてまとめる。期待性能が出ていないと判断された場合には、コミッショニング事業者がその原因を分析し、対処方法を助言する。

6) 不具合改善一覧表の作成

①提出文書：不具合改善策一覧表

②作成担当：コミッショニング事業者

③業務内容

調査フェーズで明確になった不具合に対して、改善対策に実施により解消した内容及び解消できていない内容について、不具合改善一覧表にまとめる。

7) 運転・管理者への引継ぎ文書の作成支援

①対象文書：運転・管理指針、運転操作説明書、制御動作説明書

②作成担当：設計者（運転・管理指針）、施工者（運転操作説明書、制御動作説明書）

③業務内容

運転・管理者が、設備システムを適正に運転操作および管理ができるよう、設計者に対して設計者の設計思想をまとめた運転・管理指針、施工者に対して設備システムの操作方法を明記した運転操作説明書、制御動作説明書を作成させ、運転・管理者が理解できる内容になっていることを確認する。

8) 性能検証報告書の作成

①提出文書：性能検証報告書

②作成担当：コミッショニング事業者

③報告内容

改善対策実施フェーズ及び最終確認フェーズでのコミッショニングの内容を、経緯を含めて報告書としてまとめる。

5. レビュー対象文書

レビュー対象を以下の情報とする。

- ① 工程スケジュール
- ② 施工要領書
- ③ 施工図
- ④ 機器確認図
- ⑤ 試運転調整要領書
- ⑥ 試運転調整計画書
- ⑦ 試運転調整結果報告書
- ⑧ 機能性能試験要領書
- ⑨ 機能性能試験事前チェックリスト
- ⑩ 運転・管理指針
- ⑪ 運転操作説明書
- ⑫ 制御動作説明書

注) ⑩運転・管理指針 の作成者は設計者とし、その他の文書は全て施工者とする。

コミショニングに関する参考資料③ – 性能検証計画書 [対策実施フェーズ] –

6. 役割分担

作業項目	役割分担				
	コミッショニング事業者	発注者	設計者	施工者	運転・管理者
1. 性能検証計画書(対策実施フェーズ)の作成	○	確認			
2. コミショニング業務の周知	○	確認			
3. 工程表の作成		確認		○	
4. 施工要領書の作成		確認		○	
5. 施工図の作成		確認		○	
6. 施工図のレビュー	○	確認			
7. 施工		確認		○	
8. 施工状態に対するレビュー	○	確認			
9. 試運転調整要領書・計画書の作成		確認		○	
10. 試運転調整結果報告書の作成		確認		○	
11. 試運転調整に対するレビュー	○	確認			
12. 機能性能試験計画書の作成	○	確認			
13. 機能性能試験要領書の作成		確認		○	
14. 機能性能試験事前チェックリストの作成		確認		○	
15. 機能性能試験の実施	指揮	確認		実施	
16. 機能性能試験結果報告書の作成	○	確認			
17. 運転・管理者への引継文書作成		確認	○	○	確認
18. 運転・管理者への引継支援	○	確認			確認
19. 性能検証報告書の作成	○	確認			

7. スケジュール

作業項目	H29 年度		H30 年度	
	上期	下期	上期	下期
1. 工程表・施工要領書・施工図作成	→			
2. 機器製作	→			
3. 施工	→	→		
4. 試運転調整		→		
5. 機能性能試験		→	→	→
6. 運転・管理者への引継ぎ		→		
7. 性能検証報告書作成				→

お問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
エネルギー使用合理化等事業者支援事業

工場・事業場単位 お問い合わせ窓口

TEL : 03 - 5565 - 4463

<受付時間 : 10:00~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日を除く) >
通話料がかかりますのでご注意ください。

S I I ホームページ <https://sii.or.jp/>